

男女共同参画の現状

内閣府男女共同参画局

目 次

I	あらゆる分野における女性の活躍.....	1
第1分野	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍.....	1
第2分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	4
第3分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和.....	12
第4分野	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進.....	17
第5分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進	19
II	安全・安心な暮らしの実現.....	22
第6分野	生涯を通じた女性の健康支援	22
第7分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶.....	24
第8分野	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	26
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	29
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	29
第10分野	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	30
第11分野	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立.....	32
第12分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献.....	33
IV	推進体制の整備・強化.....	34

※最新公表値・・・一部を除き令和元年9月時点。

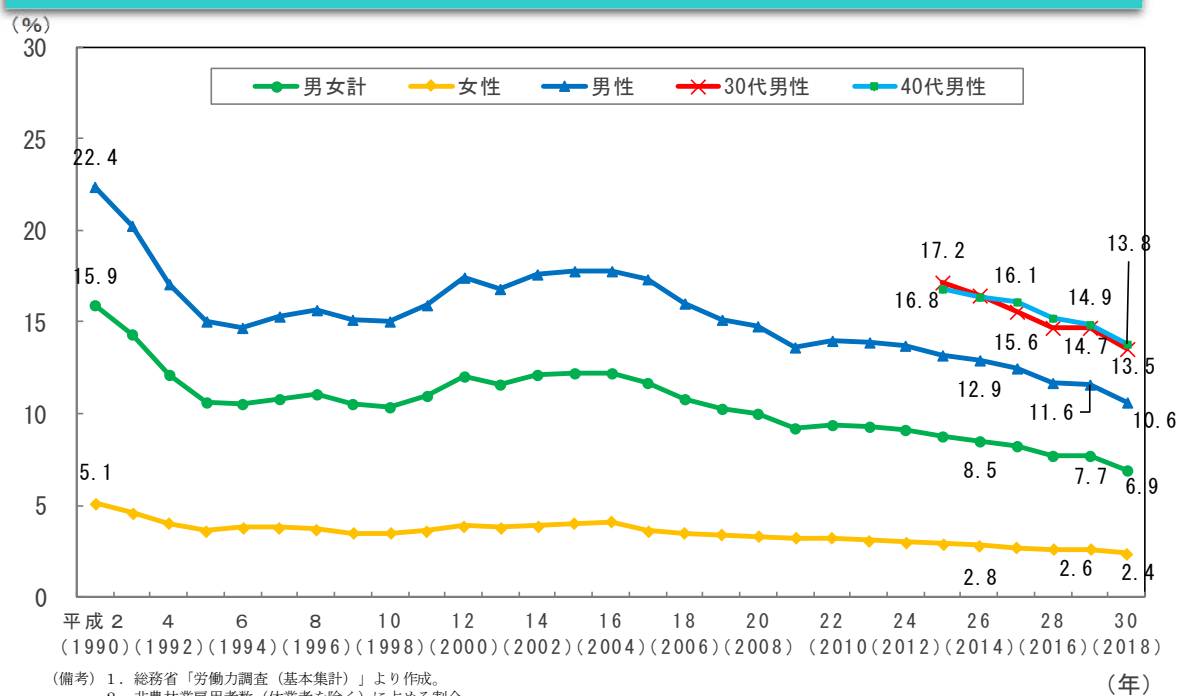
I あらゆる分野における女性の活躍

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

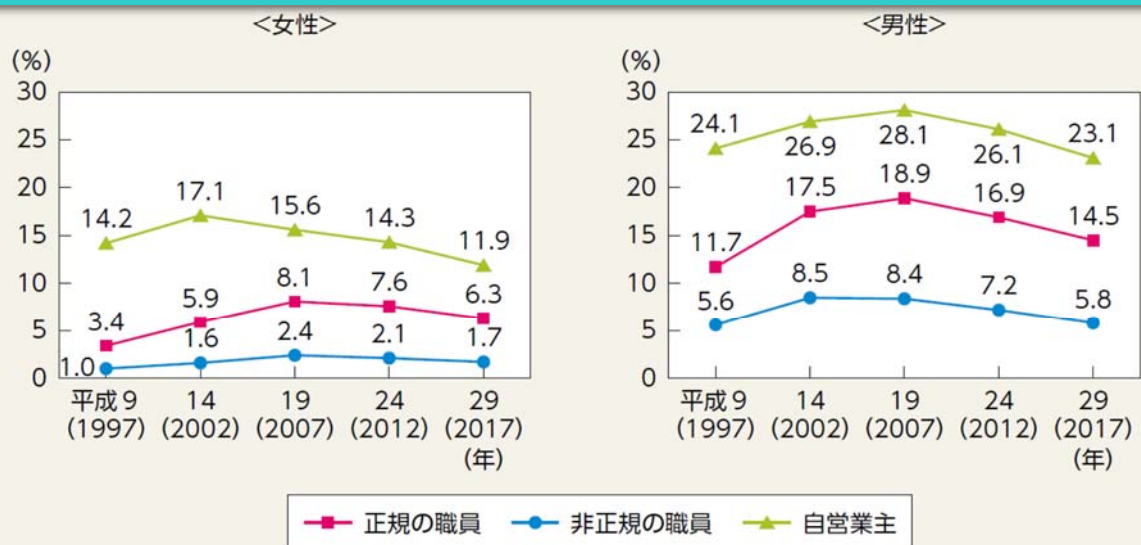
<成果目標>

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	男女計：8.5% 男性：12.9% 女性：2.8% （平成 26 年）	男女計：6.9% 男性：10.6% 女性：2.4% （平成 30 年）	5.0% （平成 32 年）

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移（男女計、男女別）

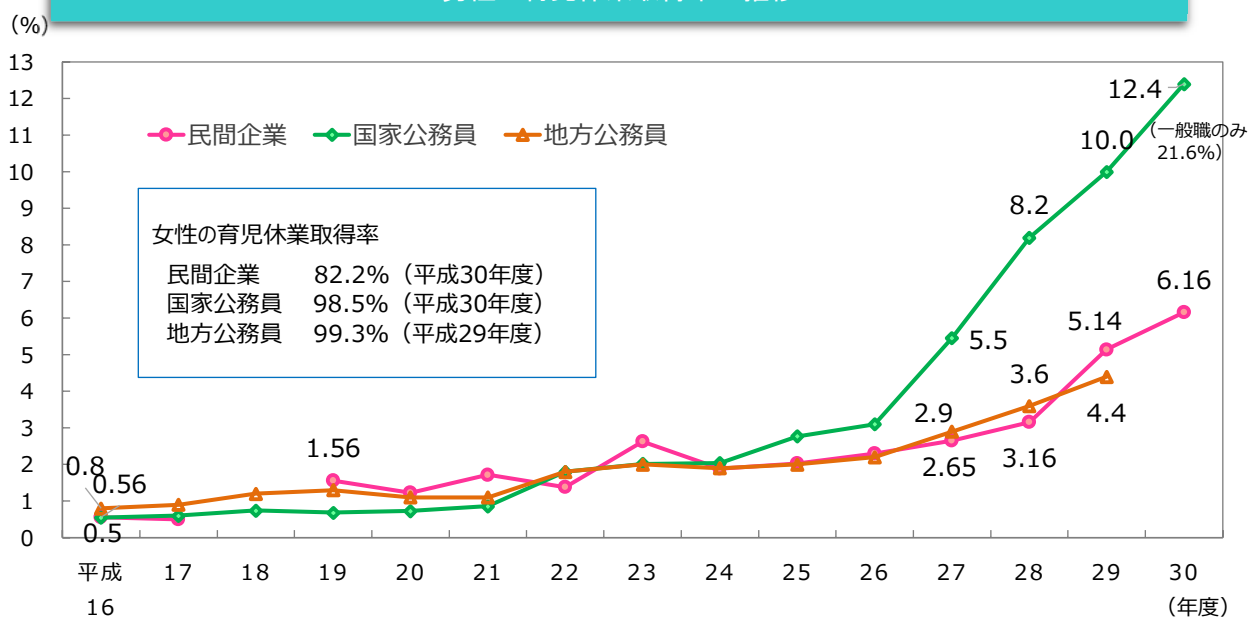


年間就業日数 200 日以上かつ週間就業時間 60 時間以上の就業者の割合の推移（男女別）



項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
男性の育児休業取得率			
国家公務員	3.1% （平成 26 年度）	12.4% （平成 30 年度）	13% （平成 32 年）
地方公務員	1.5% （平成 25 年度）	4.4% （平成 29 年度）	13% （平成 32 年）
民間企業	2.3% （平成 26 年度）	6.16% （平成 30 年度）	13% （平成 32 年）

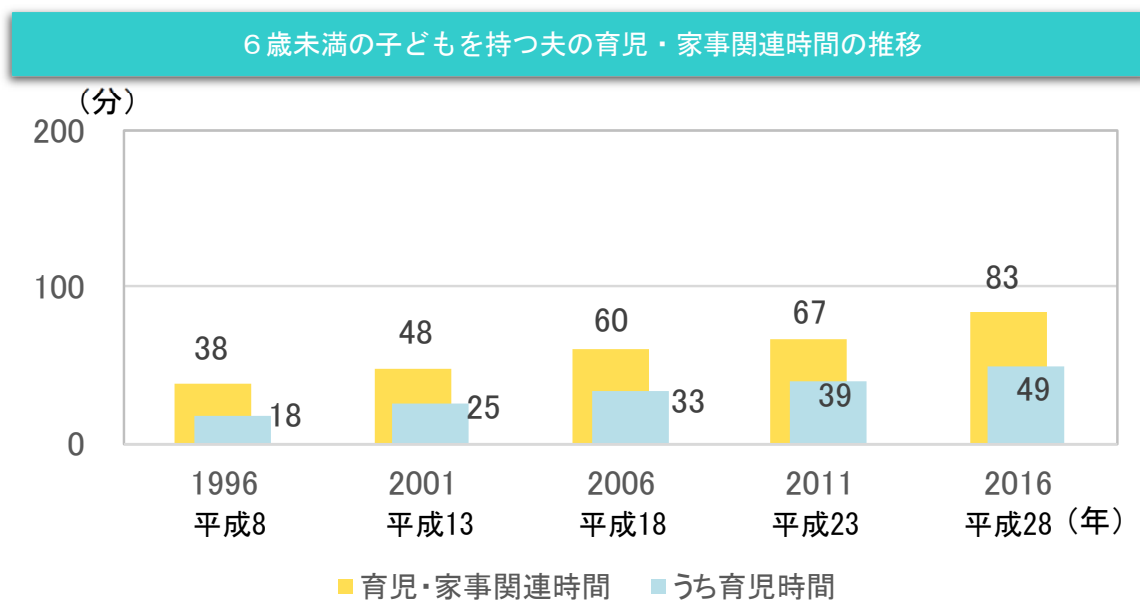
男性の育児休業取得率の推移



- (備考)
- 国家公務員は、平成21年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、22年度から24年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、25年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、26年度から28年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」により作成。
 - 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」により作成。
 - 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」により作成。
 - 育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合。
 - 東日本大震災のため、国家公務員の22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 67 分 （平成 23 年）	1日当たり 83 分 （平成 28 年）	1日当たり 2時間 30 分 （平成 32 年）

（注）6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。



（備考）

- 総務省「社会生活基本調査」より作成。
- 育児・家事関連時間（太字の値）は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計（週全体平均）。
- 数値は夫婦と子どもの世帯における6歳未満の子どもをもつ妻・夫の育児・家事関連時間。

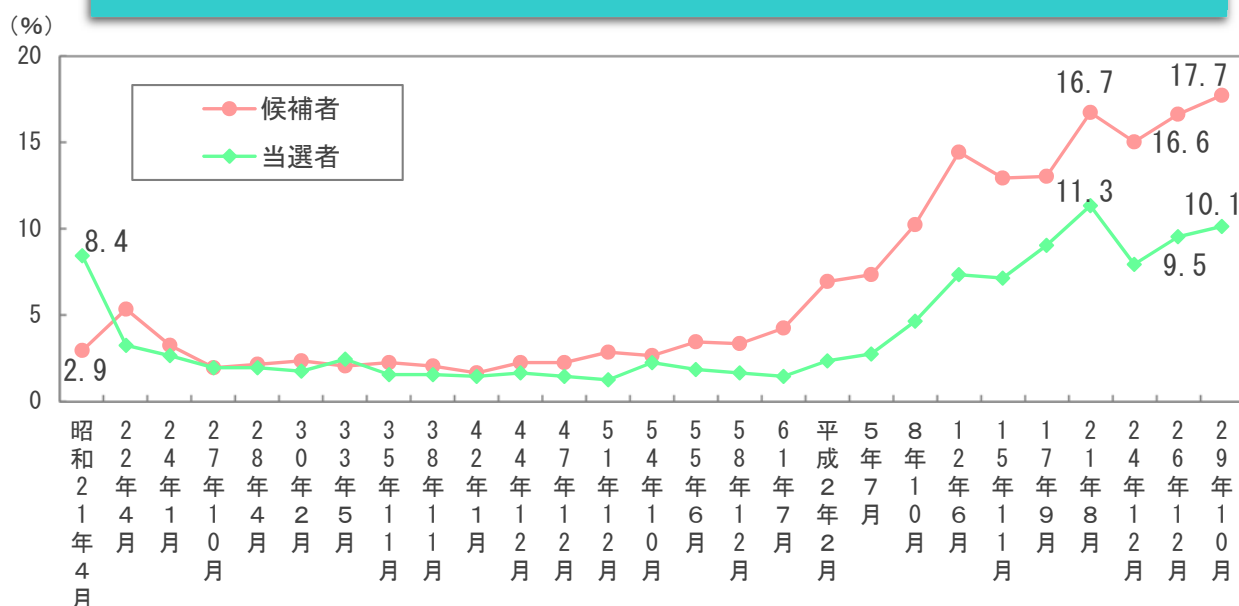
第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<目標(※)>

項 目	計画策定時	最新公表値	目標（期限）
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.6% （平成26年）	17.7% （平成29年）	30% （平成32年）
参議院議員の候補者に占める女性の割合	24.2% （平成25年）	28.1% （令和元年）	30% （平成32年）

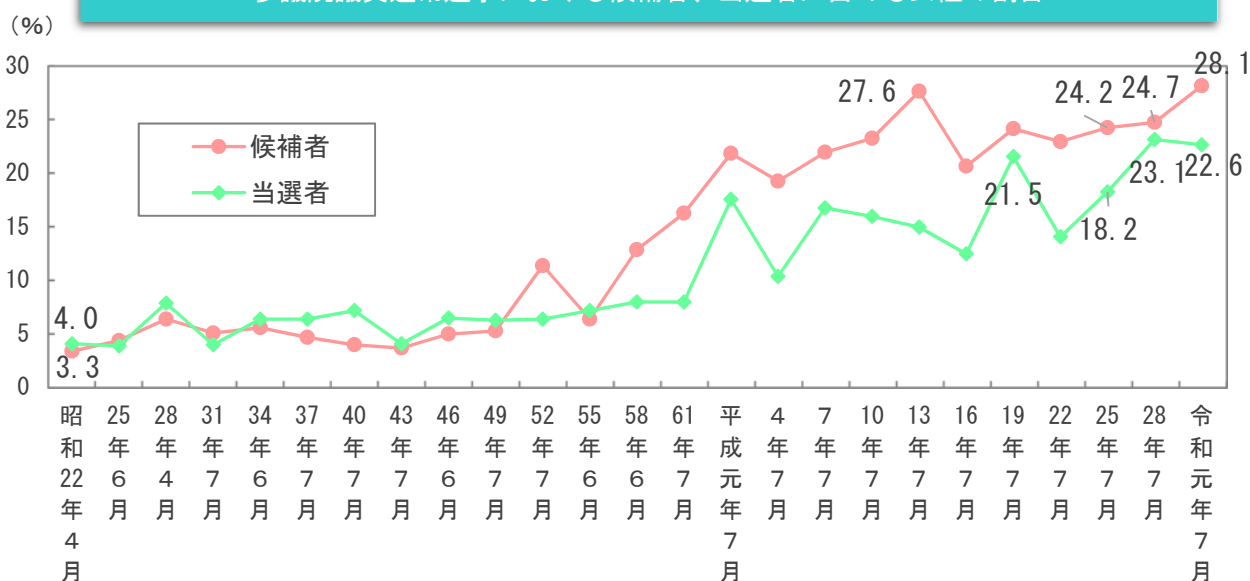
(※) 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合



(備考)「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合

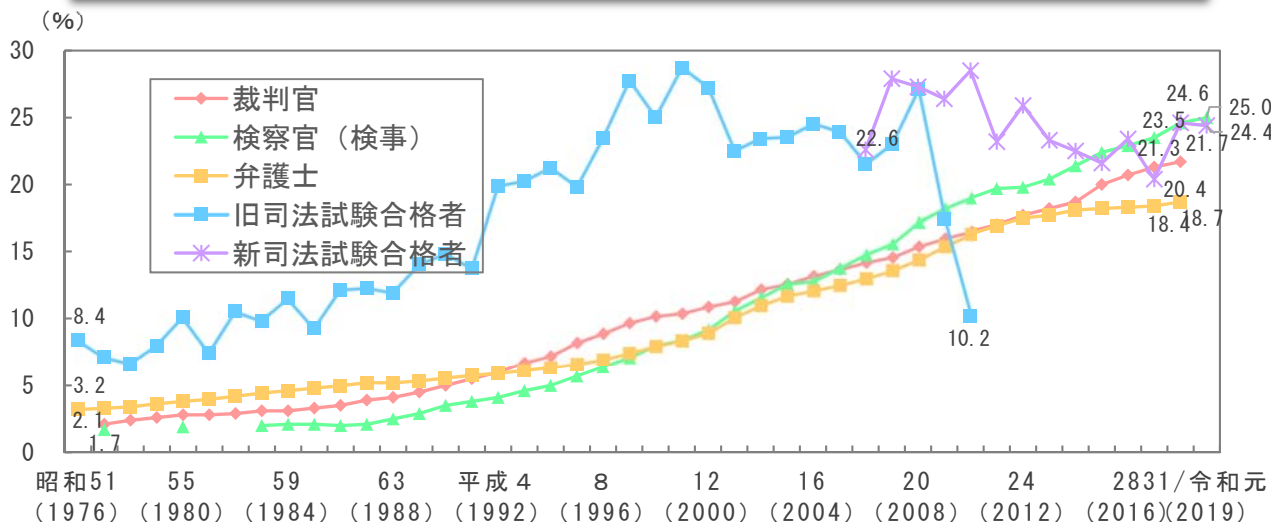


(備考)「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

<成果目標>

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
検察官（検事）に占める女性の割合	22.4% （平成 27 年）	25.0% （平成 31 年 3 月 31 日）	30% （平成 32 年度末）

司法分野における女性の割合の推移

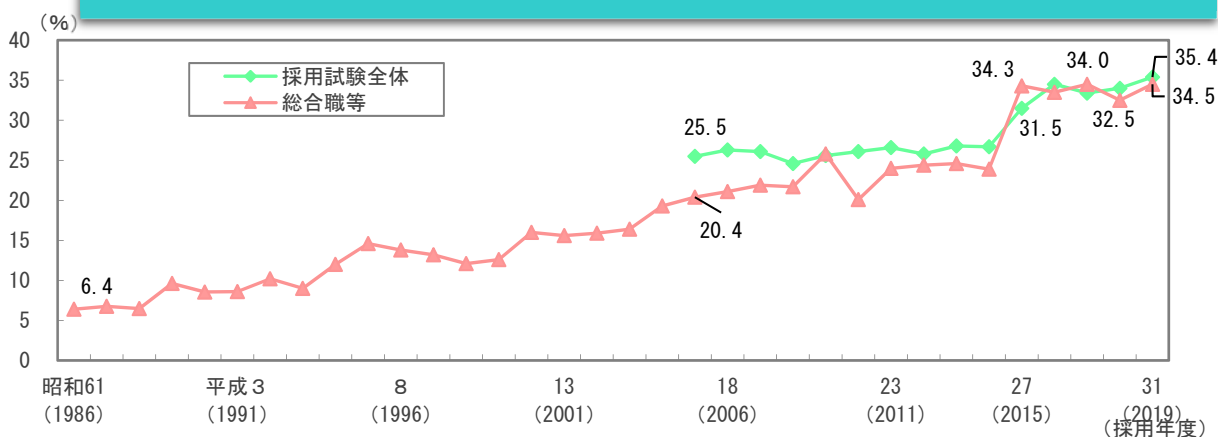


- （備考） 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 3. 検察官（検事），司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 裁判官は平成 26 年までは各年 4 月現在，平成 27 年以降は前年 12 月現在，検察官（検事）は各年 3 月 31 日現在，弁護士は年により異なる。司法試験合格者は各年度の値。

（年／年度）

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	31.5% （平成 27 年 4 月 1 日）	35.4% （平成 31 年 4 月 1 日）	30%以上 （毎年度）
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	34.3% （平成 27 年 4 月 1 日）	34.5% （平成 31 年 4 月 1 日）	30%以上 （毎年度）

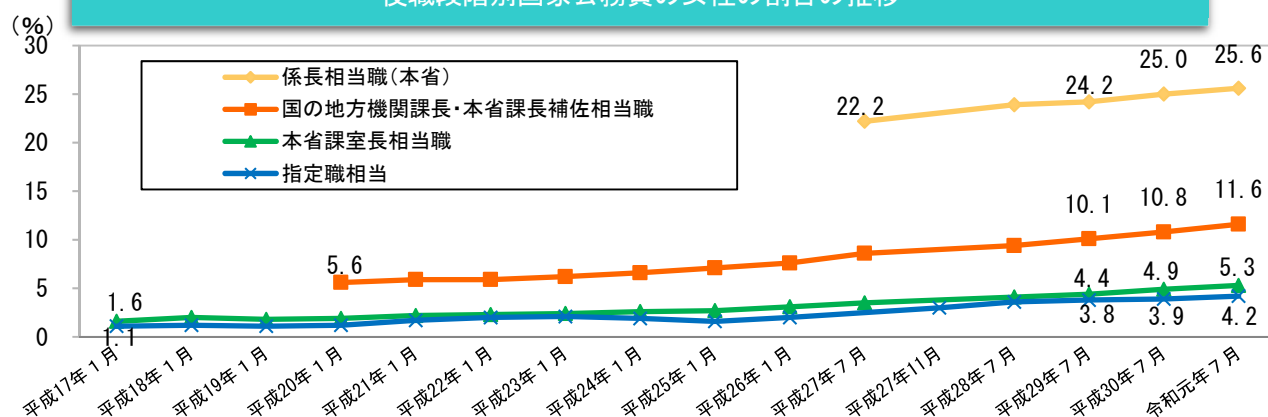
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移



- （備考） 1. 平成 16 年度以前は，人事院資料より作成。平成 17 年度及び 18 年度は総務省，平成 19 年度から 24 年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」，平成 25 年度は総務省・人事院，平成 26 年度は内閣官房内閣人事局・人事院，平成 27 年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
 2. 「総合職等」とは国家公務員採用総合職試験（院卒者試験，大卒程度試験）及び国家公務員採用 I 種試験並びに防衛省職員採用 I 種試験をいう。ただし，平成 15 年度以前は，国家公務員採用 I 種試験に合格して採用された者（独立行政法人に採用された者を含む。）のうち，防衛省又は国会に採用された者を除く。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職（本省）	22.2% （平成 27 年 7 月）	25.6% （令和元年 7 月）	30% （平成 32 年度末）
地方機関課長・本省課長補佐相当職	8.6% （平成 27 年 7 月）	11.6% （令和元年 7 月）	12% （平成 32 年度末）
本省課室長相当職	3.5% （平成 27 年 7 月）	5.3% （令和元年 7 月）	7% （平成 32 年度末）
指定職相当	3.0% （平成 27 年 11 月）	4.2% （令和元年 7 月）	5% （平成 32 年度末）

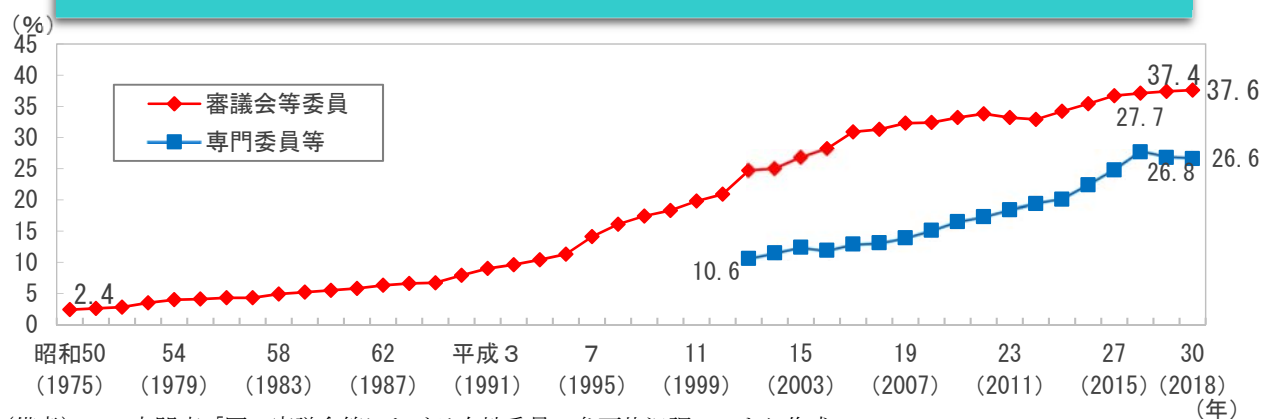
役職段階別国家公務員の女性の割合の推移



（備考）内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
国の審議会等委員等に占める女性の割合			
審議会等委員	36.7% （平成 27 年）	37.6% （平成 30 年）	40%以上、60%以下 （平成 32 年）
審議会等専門委員等	24.8% （平成 27 年）	26.6% （平成 30 年）	30% （平成 32 年）

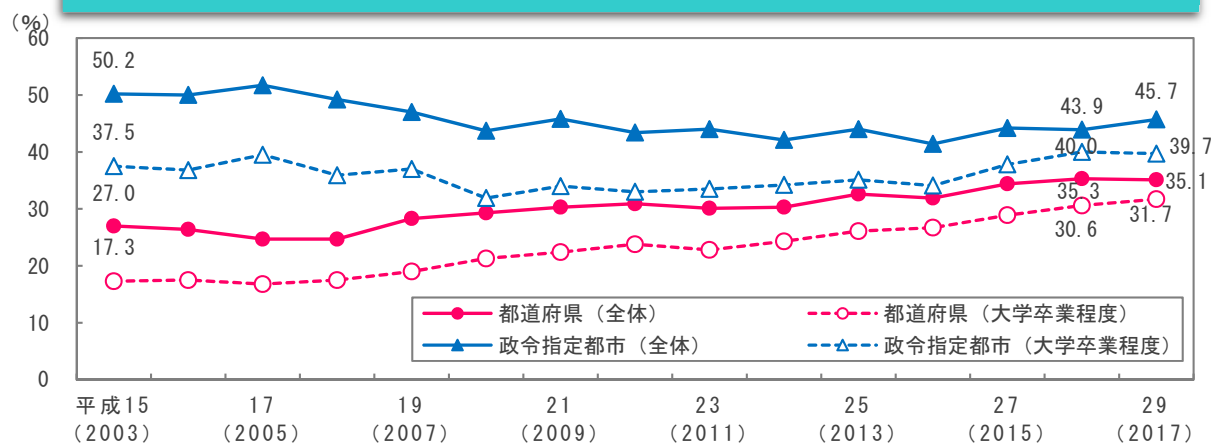
国の審議会等における女性委員の割合の推移



（備考） 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
2. 昭和63年から平成6年は、各年3月31日現在。平成7年以降は、各年9月30日現在。
昭和62年以前は、年により異なる。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期
都道府県の地方公務員採用試験（全体）からの採用者に占める女性の割合	31.9% （平成 26 年度）	35.1% （平成 29 年度）	40% （平成 32 年度）
都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	26.7% （平成 26 年度）	31.7% （平成 29 年度）	40% （平成 32 年度）

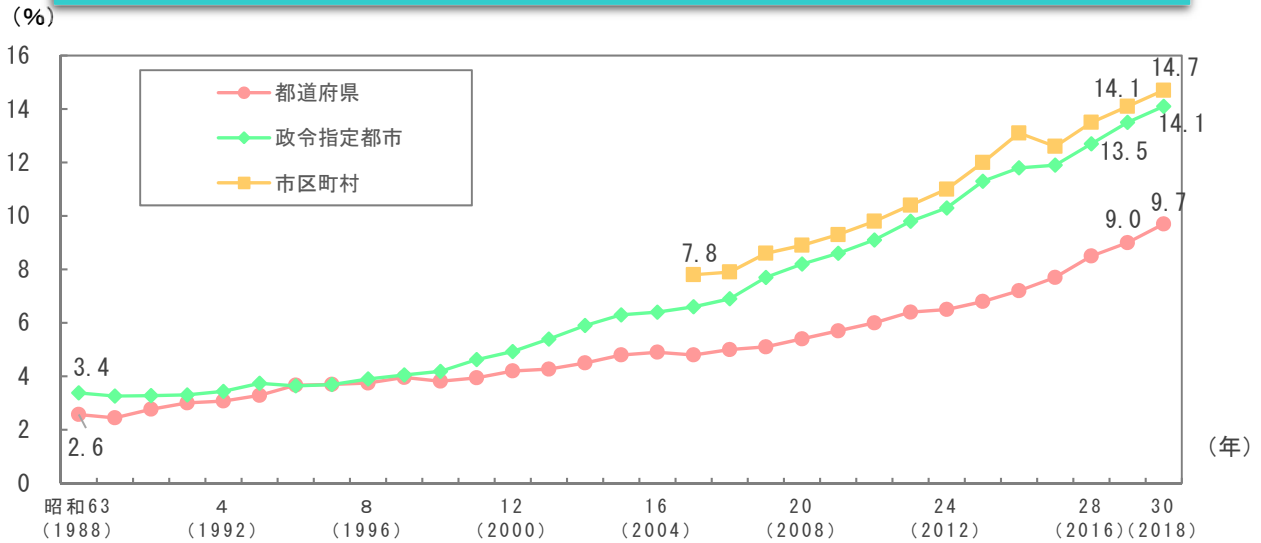
地方公務員採用者に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 採用期間は、各年4月1日から翌年3月31日。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	20.5% (平成 27 年)	22.6% (平成 30 年)	30% (平成 32 年度末)
本庁課長補佐相当職	16.4% (平成 27 年)	19.0% (平成 30 年)	25% (平成 32 年度末)
本庁課長相当職	8.5% (平成 27 年)	10.5% (平成 30 年)	15% (平成 32 年度末)
本庁部局長・次長相当職	4.9% (平成 27 年)	6.4% (平成 30 年)	10%程度 (平成 32 年度末)
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職	市町村 31.6% [政令指定都市] 23.5% (平成 27 年)	市町村 34.0% [政令指定都市] 25.8%] (平成 30 年)	35% (平成 32 年度末)
本庁課長補佐相当職	市町村 26.2% [政令指定都市] 19.4% (平成 27 年)	市町村 28.5% [政令指定都市] 21.8%] (平成 30 年)	30% (平成 32 年度末)
本庁課長相当職	市町村 14.5% [政令指定都市] 13.4% (平成 27 年)	市町村 16.7% [政令指定都市] 15.8%] (平成 30 年)	20% (平成 32 年度末)
本庁部局長・次長相当職	市町村 6.9% [政令指定都市] 7.9% (平成 27 年)	市町村 8.8% [政令指定都市] 9.5%] (平成 30 年)	10%程度 (平成 32 年度末)

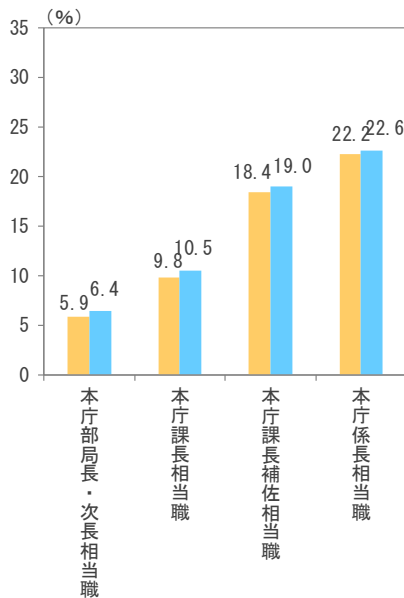
地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



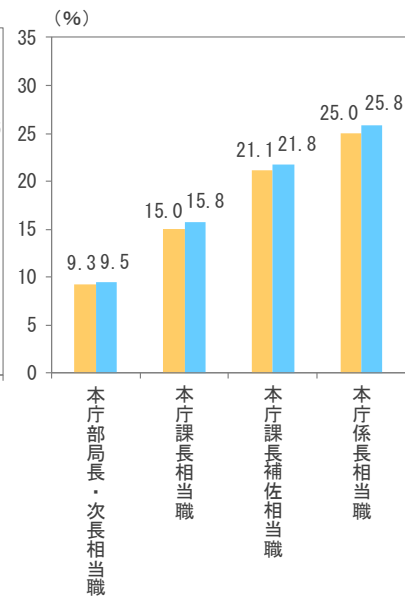
- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料, 平成6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成5年までは各年6月1日現在, 平成6年から15年までは各年3月31日現在, 平成16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 市区町村の値には, 政令指定都市を含む。
3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
4. 東日本大震災の影響により, 平成23年の値には岩手県の一部(花巻市, 陸前高田市, 釜石市, 大槌町), 宮城県の一部(女川町, 南三陸町), 福島県の一部(南相馬市, 下郷町, 広野町, 楢葉町, 富岡町, 大熊町, 双葉町, 浪江町, 飯館村)が, 平成24年の値には福島県の一部(川内村, 葛尾村, 飯館村)がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により, 平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。
5. 平成27年以降は, 役職段階別に女性数及び総数を把握した結果を基に, 課長相当職及び部局長・次長相当職に占める女性の割合を算出。

役職段階別地方公務員の女性の割合

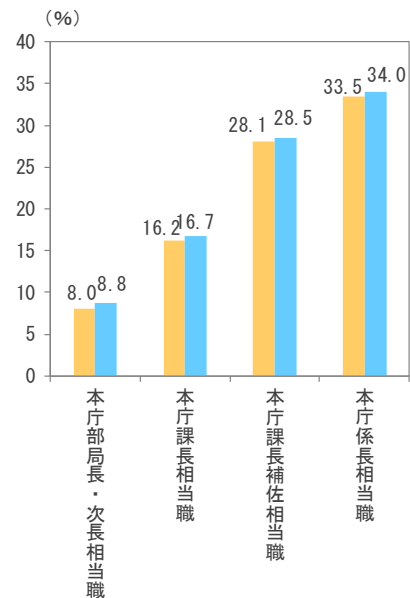
<都道府県>



<政令指定都市>



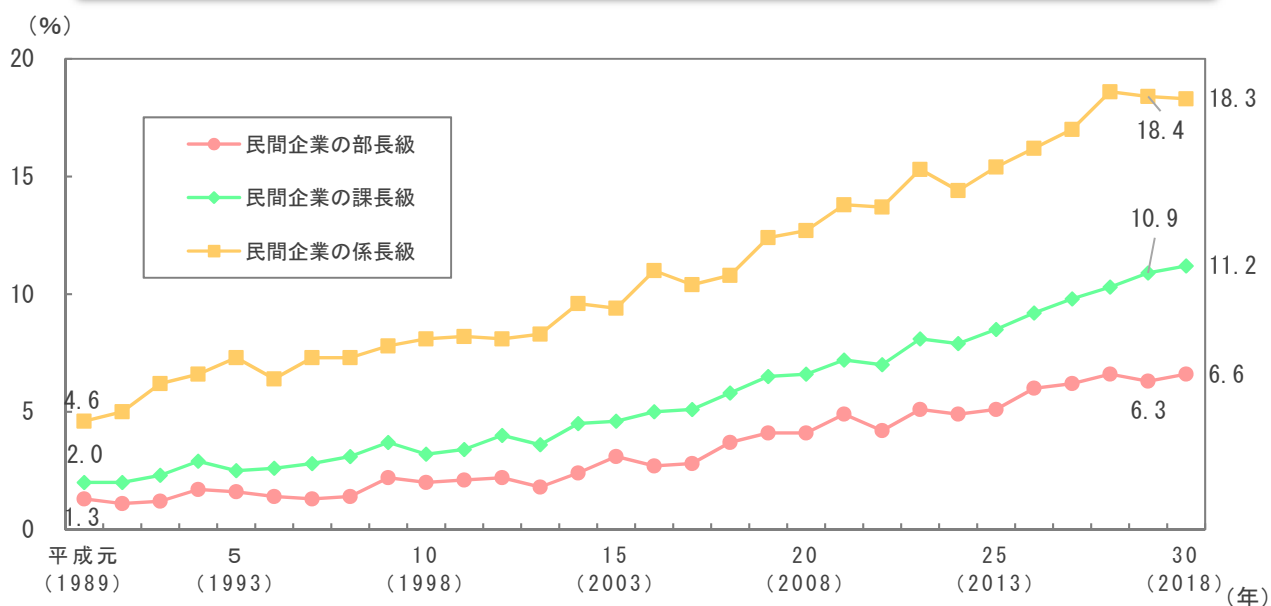
<市区町村(政令指定都市を含む)>



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 調査時点は原則として各年4月1日現在であるが, 各地方公共団体により異なる場合がある。
3. 北海道胆振東部地震の影響により, 平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職	16.2% (平成 26 年)	18.3% (平成 30 年)	25% (平成 32 年)
課長相当職	9.2% (平成 26 年)	11.2% (平成 30 年)	15% (平成 32 年)
部長相当職	6.0% (平成 26 年)	6.6% (平成 30 年)	10%程度 (平成 32 年)

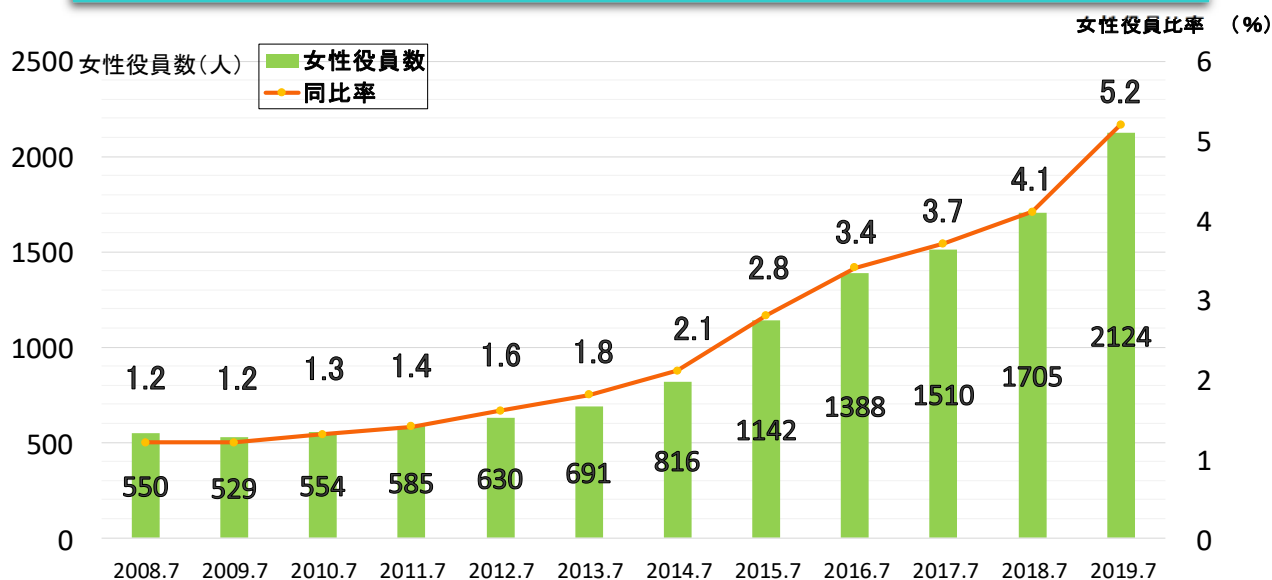
民間企業の雇用者の階級別役職者に占める女性の割合



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 100人以上の常用労働者を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者について集計。
3. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
4. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
上場企業役員に占める女性の割合	2.8% (平成 27 年)	5.2% (令和元年)	5% (早期)、 更に 10%を目指す (平成 32 年)

上場企業の役員に占める女性の割合・数の推移

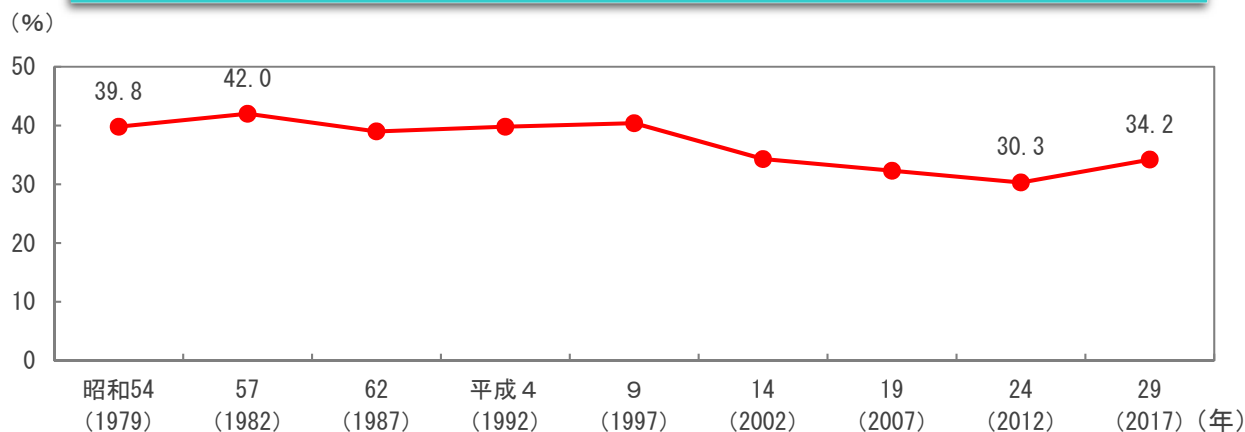


(備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」より作成。
2. 調査対象は、全上場企業（ジャスダック上場会社を含む）。
3. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
4. 「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
起業家に占める女性の割合	30.3% (平成 24 年)	34.2% (平成 29 年)	30%以上を維持 (平成 32 年)

(注) 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）である者。

起業家に占める女性の割合の推移



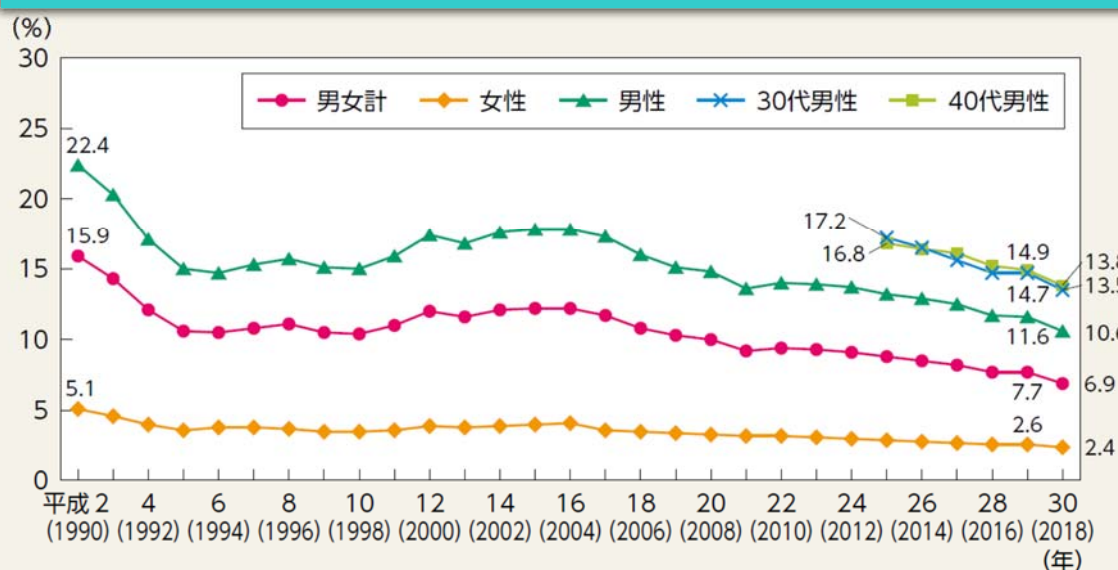
(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」（中小企業庁特別集計結果）より作成。
2. 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「自営業主（内職者を除く）」となっている者。

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

<成果目標>

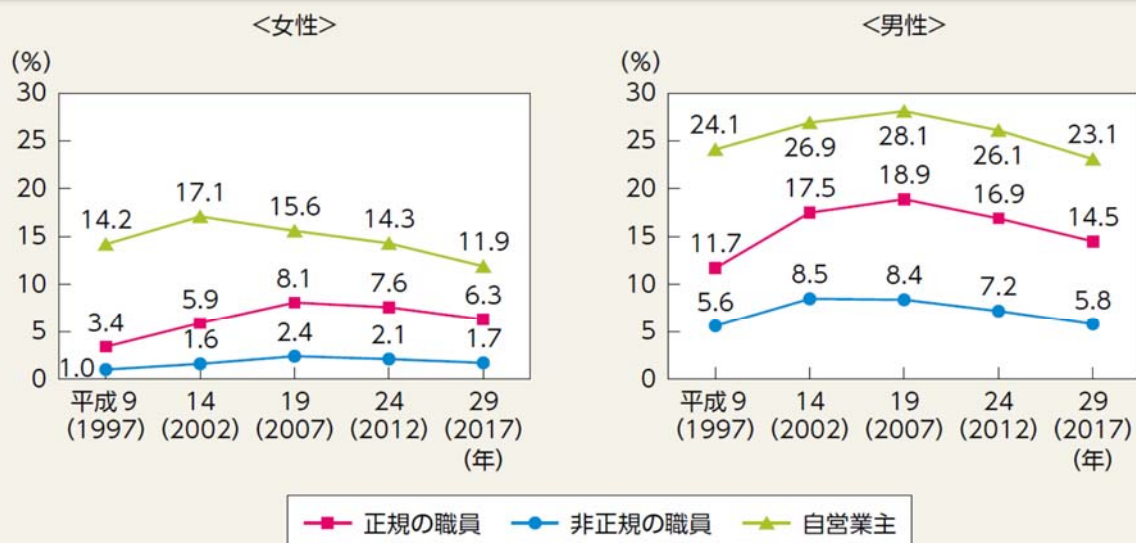
項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	男女計：8.5% 男性：12.9% 女性：2.8% （平成 26 年）	男女計：6.9% 男性：10.6% 女性：2.4% （平成 30 年）	5.0% （平成 32 年）

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移（男女計、男女別）



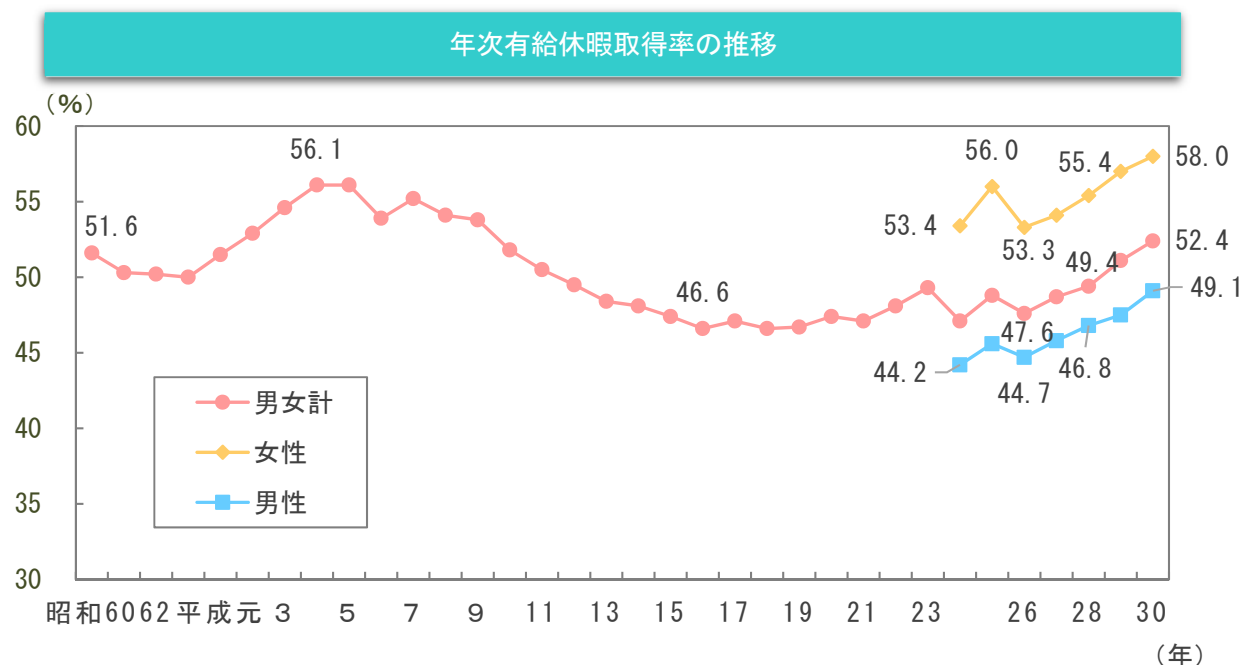
- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 非農林業雇用者数（休業者を除く）に占める割合。
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

年間就業日数 200 日以上かつ週間就業時間 60 時間以上の就業者の割合の推移（男女別）



- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
 2. 割合は、就業時間が不詳の者を除いて算出している。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
年次有給休暇取得率	男女計：47.6% 男性：44.7% 女性：53.3% （平成 26 年）	男女計：52.4% 男性 49.1% 女性：58.0% （平成 30 年）	70% （平成 32 年）

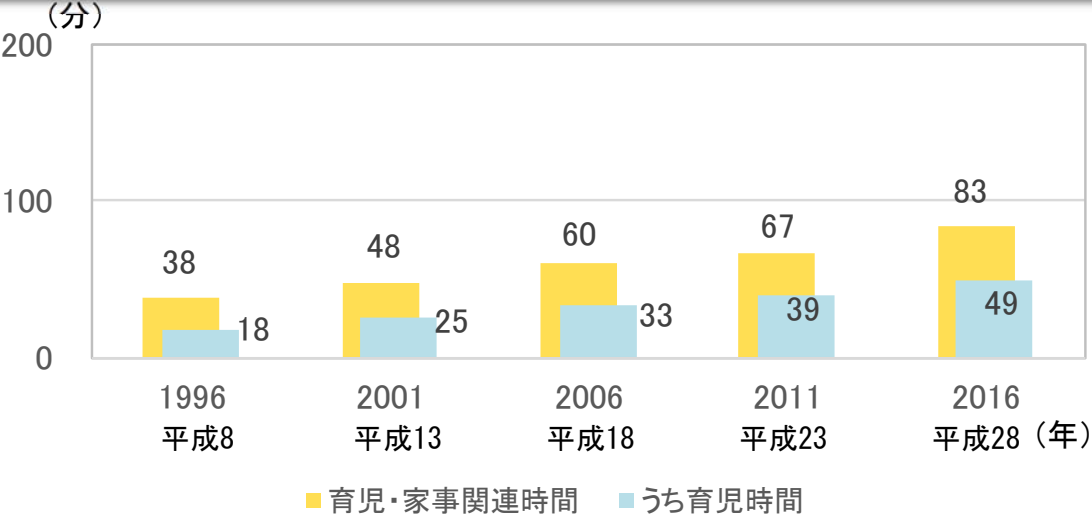


- （備考）
- 平成11年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」，平成12年以降は厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
 - 取得率は，「取得日数計」／「付与日数計」×100。
 - 平成19年及び26年で，調査対象が変更になっているため，時系列比較には注意を要する。
平成18年まで：本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業
平成19年から25年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業
平成26年以降：常用労働者が30人以上の民営企業（複合サービス事業，会社組織以外の法人（医療法人，社会福祉法人，各種の協同組合等）を含む。）
 - 平成23年から25年は，東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し，被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し，被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
 - 平成26年は26年4月，平成27年は27年9月，平成28年は28年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域（帰還困難区域，居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事 関連時間	1日当たり 67 分 （平成 23 年）	1日当たり 83 分 （平成 28 年）	1日当たり 2時間 30 分 （平成 32 年）

（注）6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

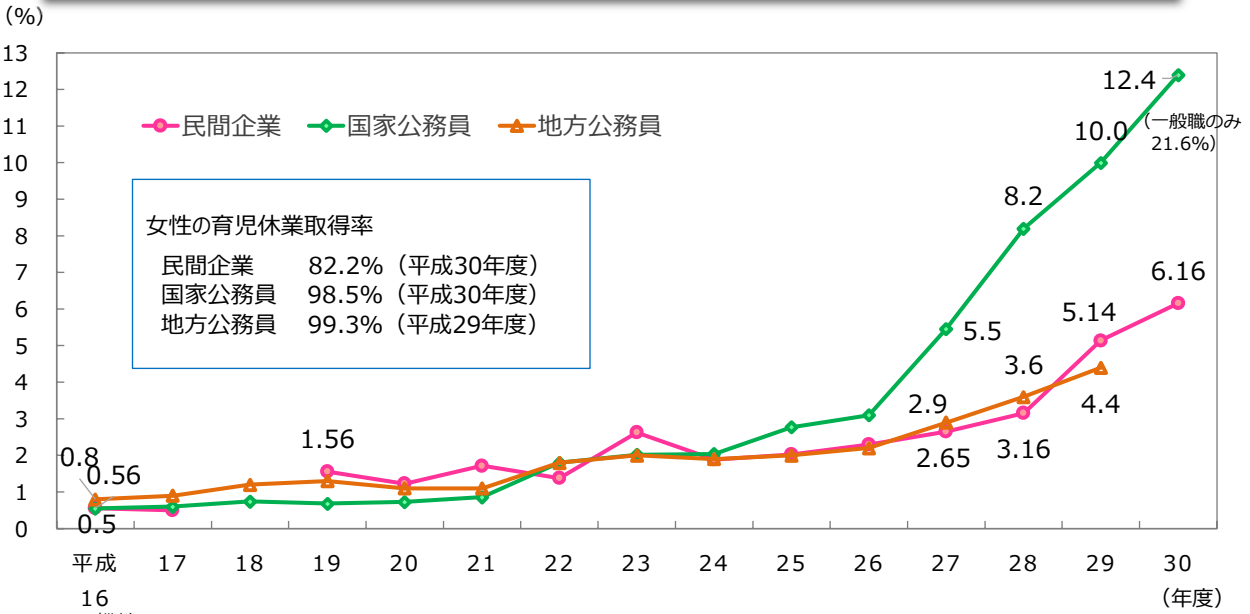
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間の推移



（備考）
 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 育児・家事関連時間（太字の値）は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計（週全体平均）。
 3. 数値は夫婦と子どもの世帯における6歳未満の子どもをもつ妻・夫の育児・家事関連時間。

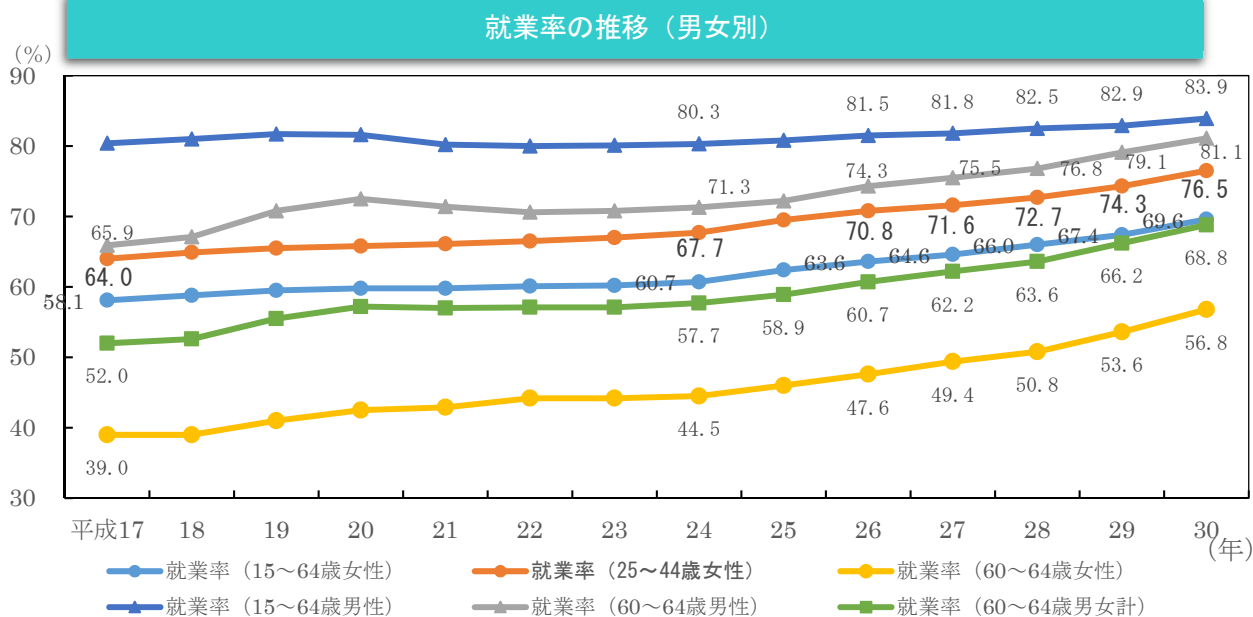
項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
民間企業における男性の育児休業取得率	2.3% （平成 26 年度）	6.16% （平成 30 年度）	13% （平成 32 年）

男性の育児休業取得率の推移



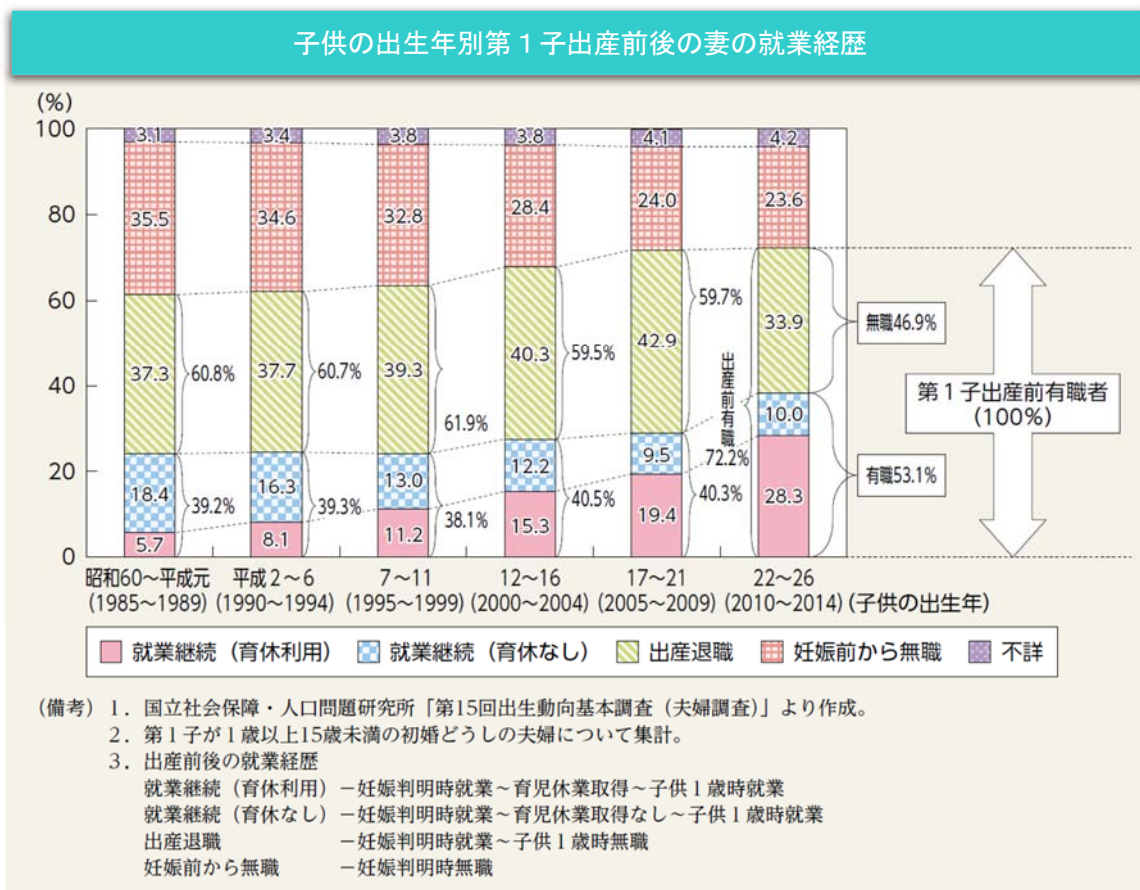
（備考）
 1. 国家公務員は、平成21年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、22年度から24年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、25年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、26年度から28年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
 2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
 3. 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
 4. 育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合
 5. 東日本大震災のため、国家公務員の22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	70.8% （平成 26 年）	76.5% （平成 30 年）	77% （平成 32 年）



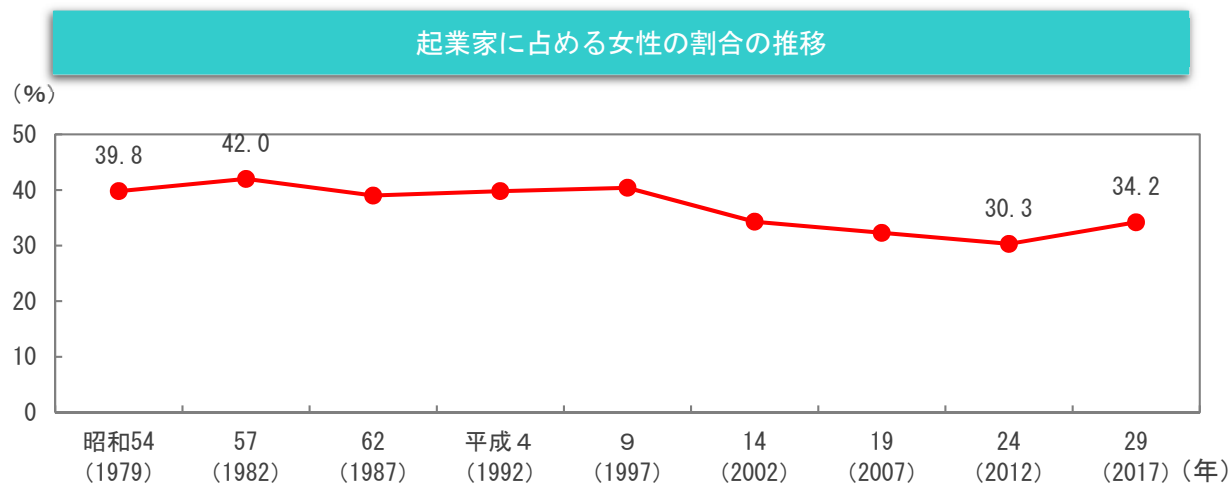
項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
第一子出産前後の女性の継続就業率	40.3% * （平成 22 年）	53.1% （平成 27 年）	55% （平成 32 年）

* 計画策定後、所要の修正を行ったもの



項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
起業家に占める女性の割合	30.3% （平成 24 年）	34.2% （平成 29 年）	30%以上を維持 （平成 32 年）

（注）起業家とは、過去 1 年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）である者。



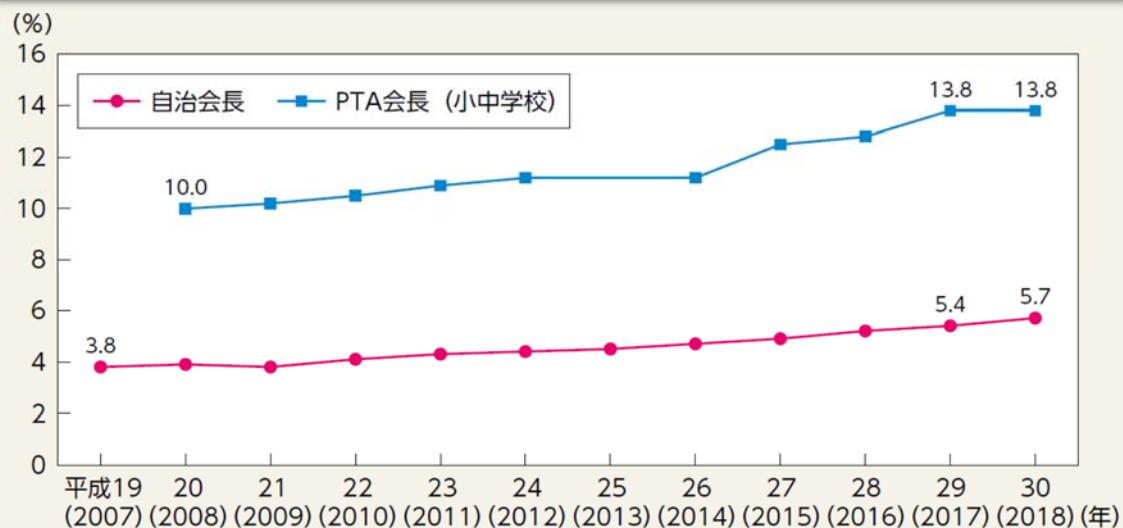
- （備考） 1. 総務省「就業構造基本調査」（中小企業庁特別集計結果）より作成。
 2. 起業家とは、過去 1 年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「自営業主（内職者を除く）」となっている者。

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

<成果目標>

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
自治会長に占める女性の割合	4.9% （平成27年）	5.7% （平成30年）	10% （平成32年）

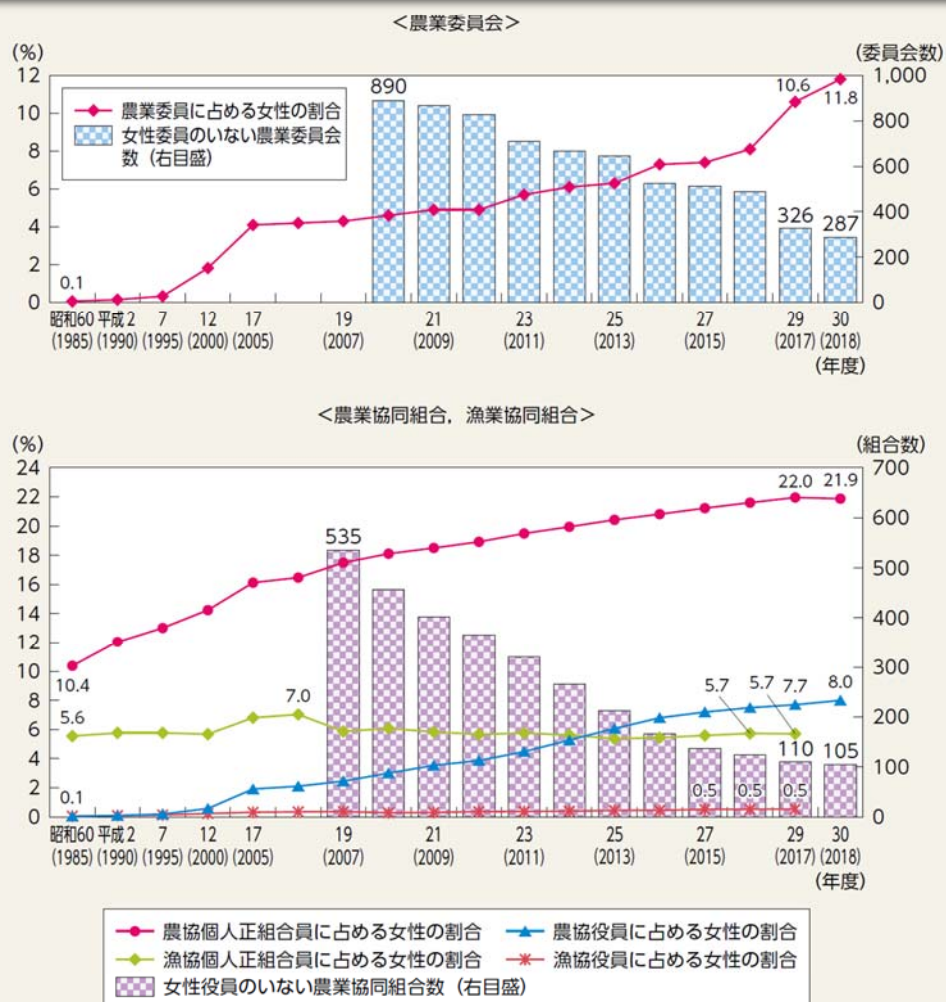
自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移



- （備考）
1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長（小中学校）は内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
 2. 自治会長は、原則各年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。PTA会長（小中学校）は、平成28年までは各年9月現在、平成29年は12月現在、平成30年は10月現在。
 3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
 4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。

項 目		計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
農 業 委 員 に 占める女性 の割合	女性委員が登用 されていない組 織数	644 (平成 25 年度)	287 (平成 30 年 10 月)	0 (平成 32 年度)
	農業委員に占め る女性の割合	6.3% (平成 25 年度)	11.8% (平成 30 年 10 月)	10%(早期)、 更に 30%を目指す (平成 32 年度)
農 業 協 同 組 合 の 役 員 に 占める女性 の割合	女性役員が登用 されていない組 織数	213 (平成 25 年度)	105 (平成 30 年 7 月)	0 (平成 32 年度)
	役員に占める女 性の割合	6.1% (平成 25 年度)	8.0% (平成 30 年 7 月)	10%(早期)、 更に 15%を目指す (平成 32 年度)

農業委員会、農協、漁協における女性の参画状況の推移



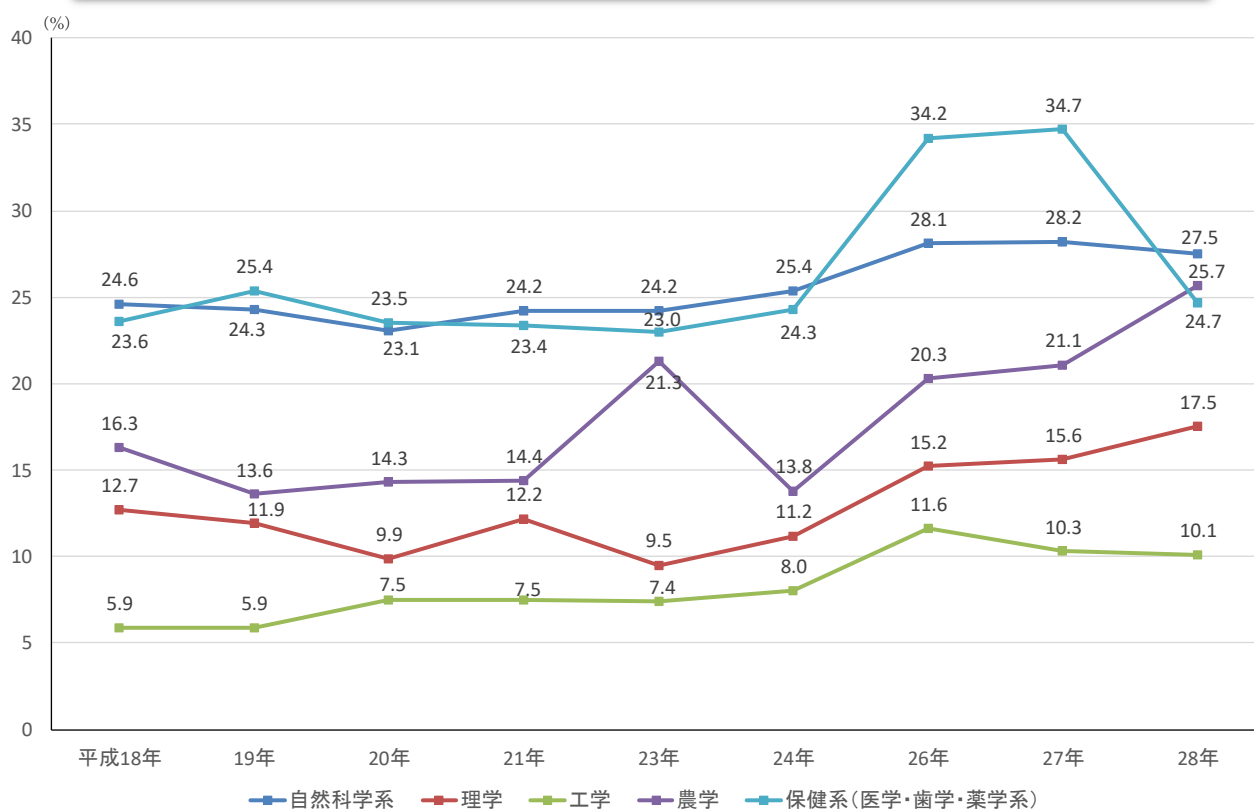
- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、「女性役員のいない農業協同組合数」、「農協個人正組合員に占める女性の割合」及び「農協役員に占める女性の割合」の平成30年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。
2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。
農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に係る業務を行っている。
3. 農業委員会については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年度は8月1日現在、平成27年度は9月1日現在。
4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20年度からの調査。
5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。
6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。

第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

<成果目標>

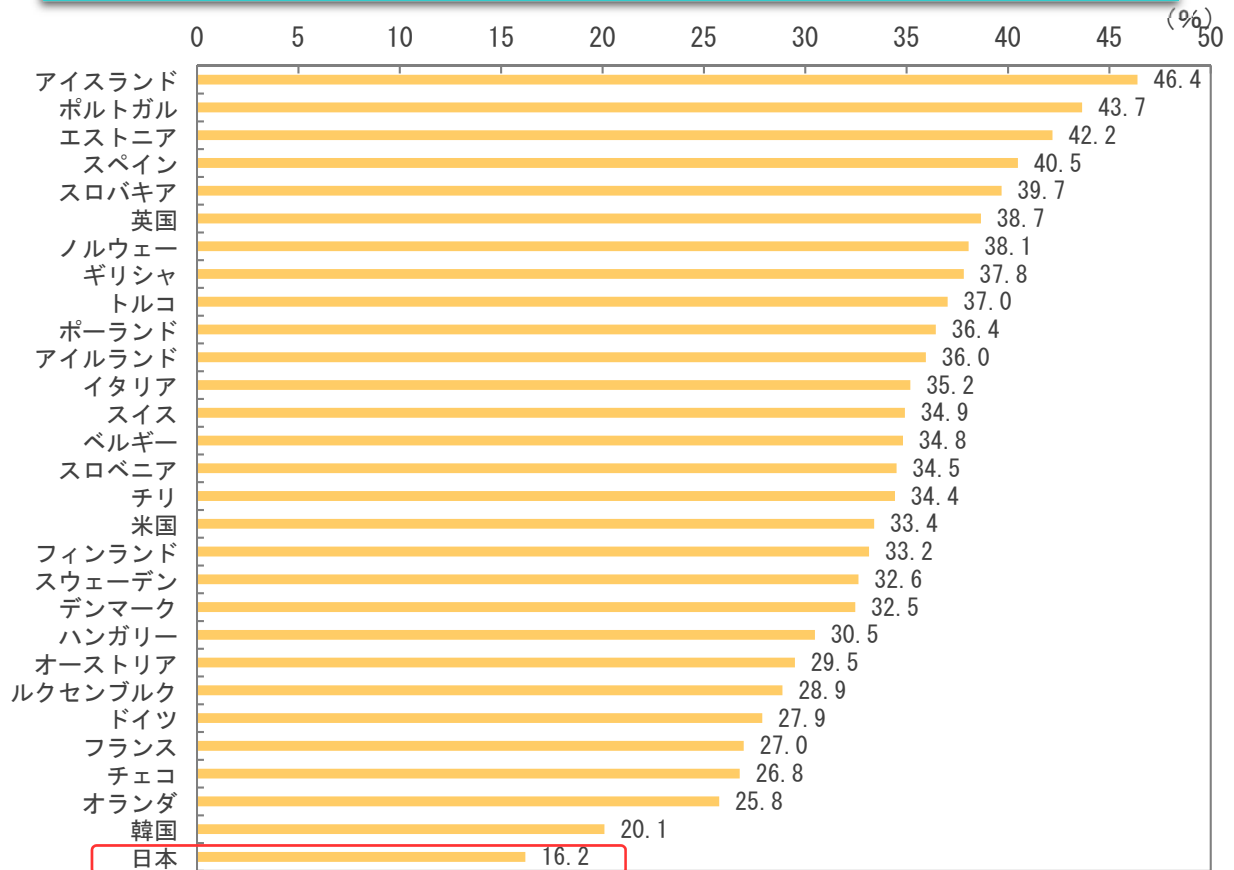
項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
研究者の採用に占める女性の割合（自然科学系）	自然科学系：25.4% 理学系：11.2% 工学系：8.0% 農学系：13.8% 医歯薬学系：24.3% （平成24年）	自然科学系：27.5% 理学系：17.5% 工学系：10.1% 農学系：25.7% 医歯薬学系：24.7% （平成28年）	「自然科学系全体で30%、 理学系20%、 工学系15%、 農学系30%、 医学・歯学・薬学系合わせて30%」 （科学技術基本計画について（答申）を踏まえた第5期科学技術基本計画（平成28年度から32年度まで）における値）

研究者の採用に占める女性の割合の推移（自然科学系）



（備考）1. 文部科学省調べ

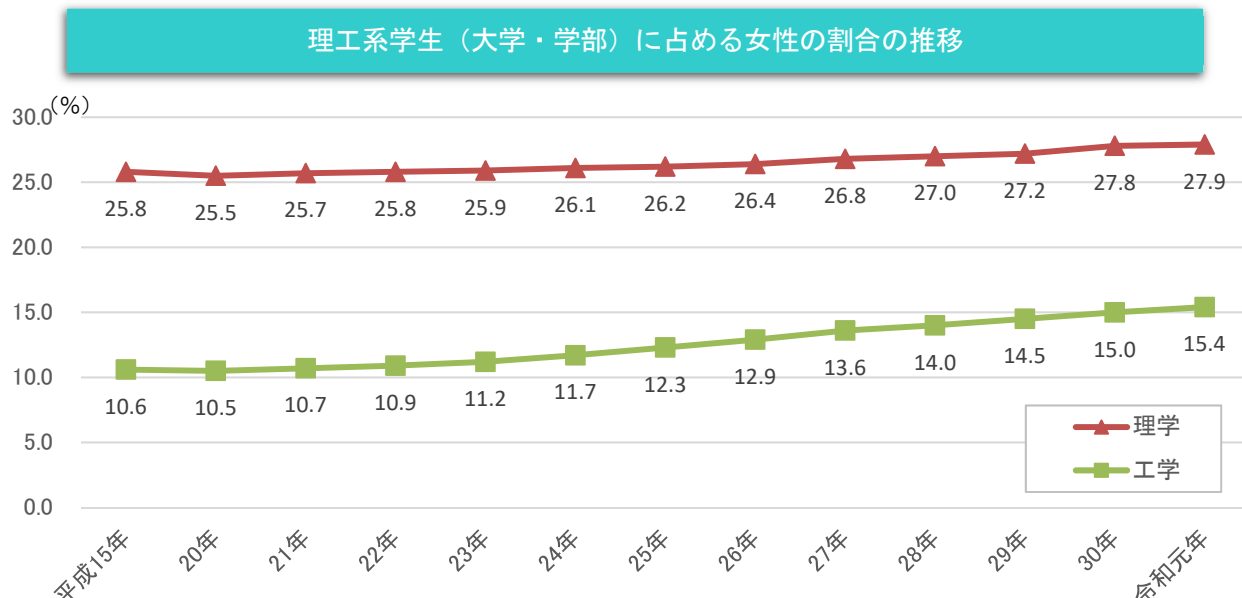
研究者に占める女性の割合の国際比較



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成 30 年), OECD “Main Science and Technology Indicators”, 米国国立科学財団 (National Science Foundation: NSF) “Science and Engineering Indicators 2018” より作成。
2. 日本の数値は, 2018 (平成 30) 年 3 月 31 日現在の値。アイルランド, 米国, デンマーク, オーストリア, ルクセンブルク, フランスは, 2015 (平成 27) 年値。英国, ポーランド, イタリア, スロベニア, オランダは, 2016 (平成 28) 年値。その他の国は, 2017 (平成 29) 年値。推定値及び暫定値を含む。
3. 米国の数値は, 雇用されている科学者 (Scientists) における女性の割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む。)。技術者 (Engineers) を含んだ場合, 全体に占める女性科学者・技術者割合は 28.4%。

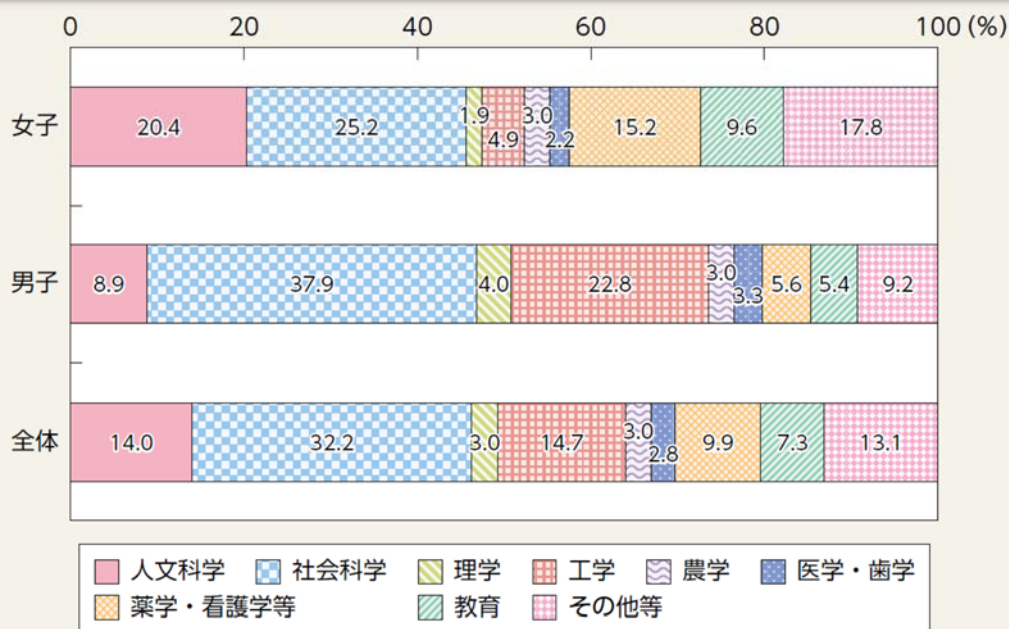
項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合	理学部：26.4%＊ 工学部：12.9%＊ （平成26年）	理学系：27.9% 工学系：15.4% （令和元年）※速報値	前年度以上 （毎年度）

＊ 計画策定後、所要の修正を行ったもの



（備考） 1. 文部科学省「学校基本統計」（各年5月1日現在） ※令和元年度の数值は速報値

大学（学部）学生の専攻分野の状況（男女別、平成30年度）



（備考） 1. 文部科学省「学校基本統計」（平成30年度）より作成。
2. その他等は「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。

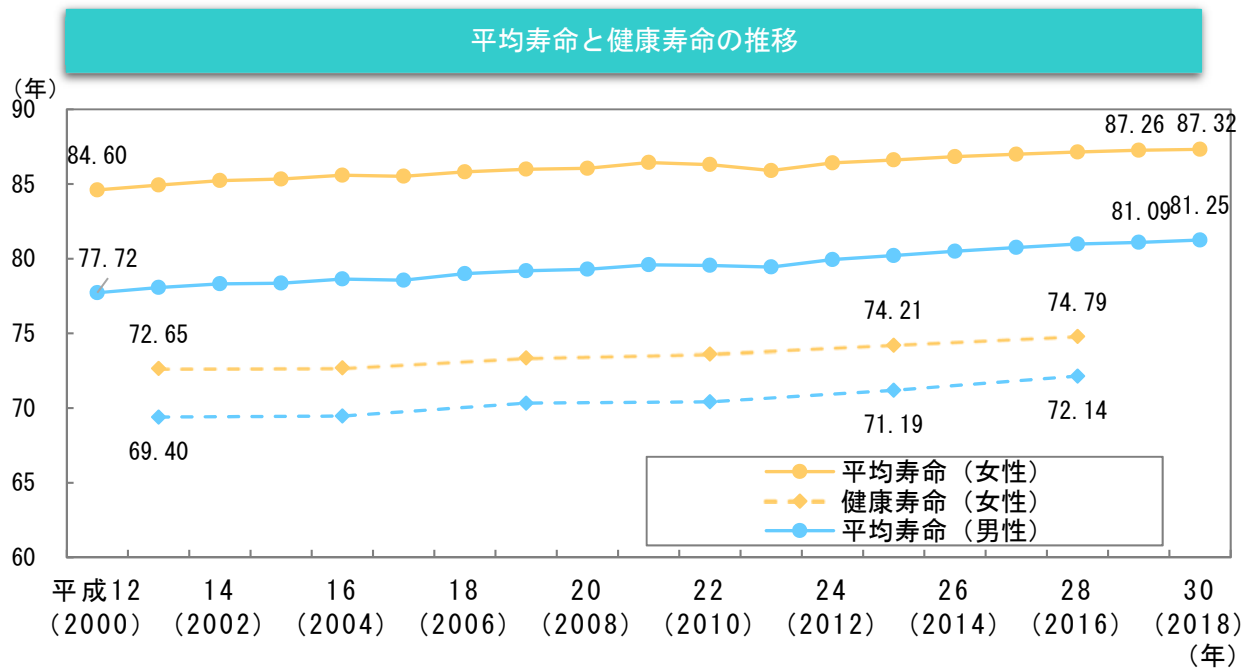
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

<成果目標>

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）	男性：71.19 歳 女性：74.21 歳 （平成 25 年）	男性：72.14 歳 女性：74.79 歳 （平成 28 年）	健康寿命を 1 歳以上延伸 男性 70.42 歳→71.42 歳 女性 73.62 歳→74.62 歳 （平成 22 年→平成 32 年）

（注）健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。

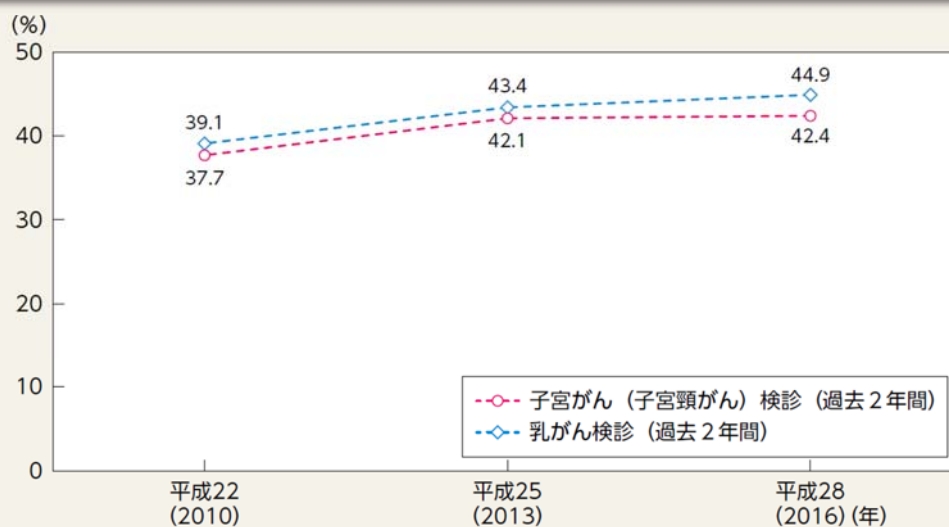


- （備考） 1. 平均寿命は、平成 12 年、17 年、22 年及び 27 年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成 13 年から 22 年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成 25 年、28 年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
子宮頸がん検診、 乳がん検診受診率	過去1年間の受診率 子宮頸がん：32.7% 乳がん：34.2% 過去2年間の受診率 子宮頸がん：42.1% 乳がん：43.4% （平成25年）	過去2年間の受診率 子宮頸がん：42.4% 乳がん：44.9% （平成28年）	子宮頸がん：50% 乳がん：50% （平成28年度までに）

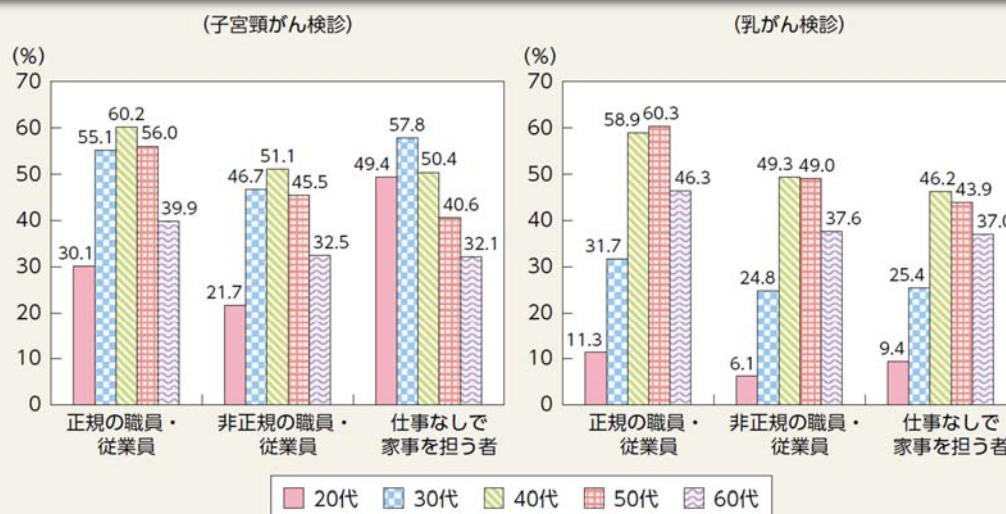
（注）子宮頸がん検診は20～69歳、乳がん検診は40～69歳を対象に受診率を算出。なお、平成29年度以降の目標は、次期がん対策推進基本計画で策定予定。

子宮がん（子宮頸がん）及び乳がん検診の受診率の推移



- （備考）1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
2. 子宮がん検診については、平成22年は「子宮がん検診」、平成25年以降は「子宮がん（子宮頸がん）検診」として調査。
3. 受診率は、「検診受診者数」／「世帯人員数（入院者除く。）」×100により算出。なお、対象は女性、年齢は「子宮がん（子宮頸がん）検診」が20～69歳、「乳がん検診」が40～69歳。
4. 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

女性のがん検診受診率



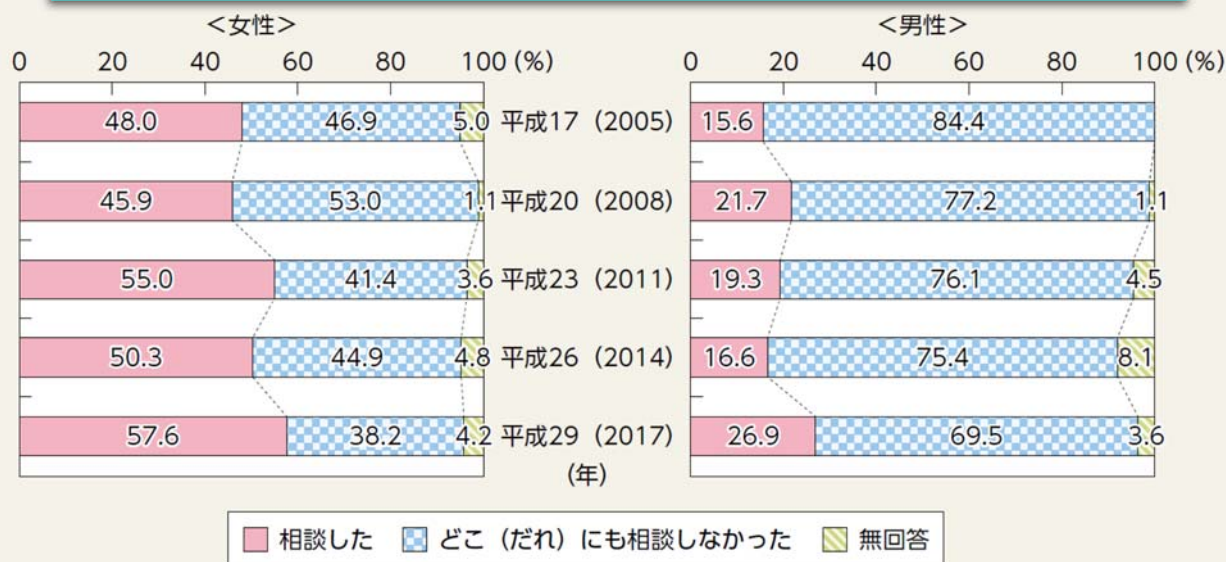
- （備考）1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）より内閣府男女共同参画局にて特別集計。
2. 非正規の職員・従業員は、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他の合計。
3. 過去2年間の受診状況。
4. 数値は、熊本県を除いたものである。

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<成果目標>

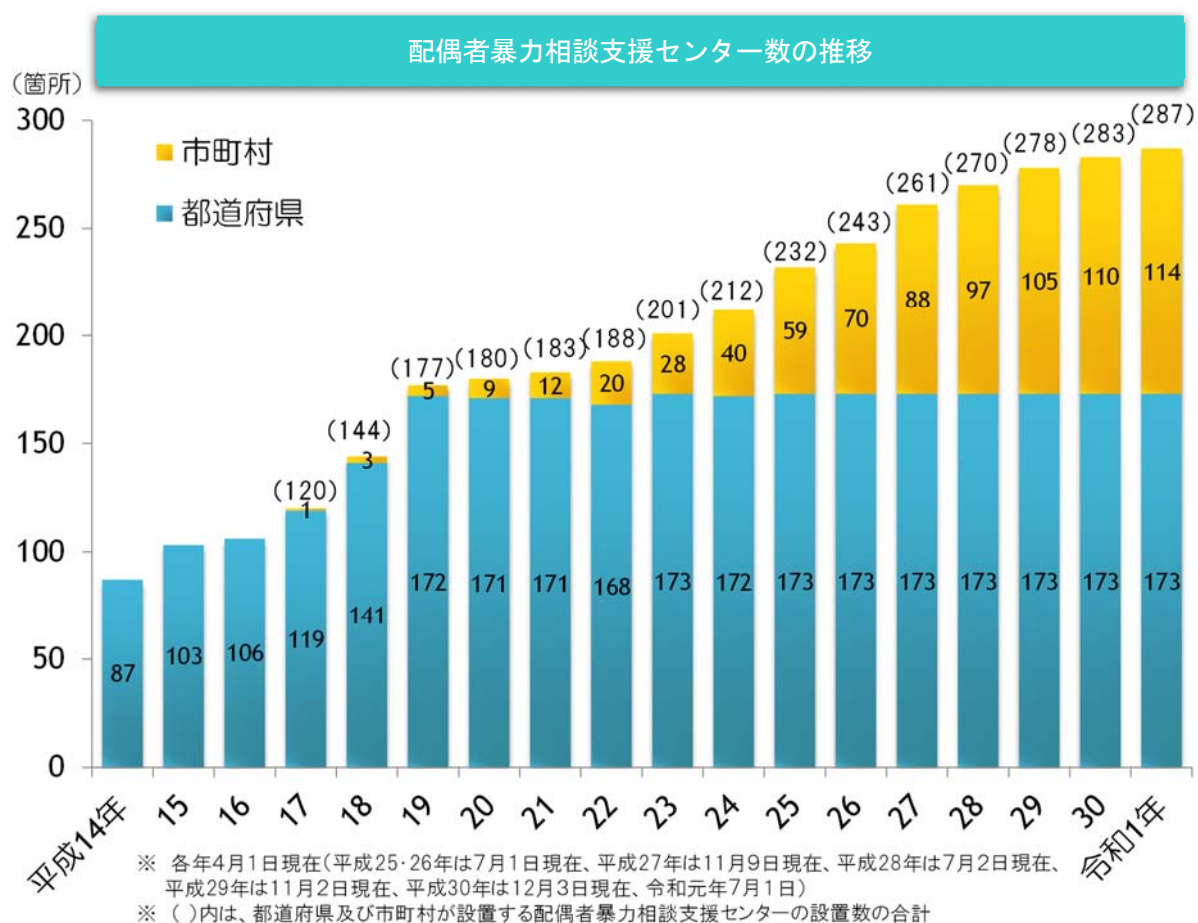
項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合 （男女別）	男性：16.6% 女性：50.3% （平成26年）	男性：26.9% 女性：57.6% （平成29年）	男性：30% 女性：70% （平成32年）

配偶者からの暴力の被害を相談した者の割合の推移（男女別）



- （備考）
1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女を対象（平成17年は4,500人、平成20年以降は5,000人）とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。
 3. 平成17年から23年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、平成26年以降は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。
 4. 平成26年以降は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、平成17年から23年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、平成17年が女性179人、男性90人、平成20年が女性185人、男性92人、平成23年が女性169人、男性88人、平成26年が女性332人、男性211人、平成29年が女性427人、男性223人。前項3と合わせて、調査年により調査方法、設問内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 5. 四捨五入により100%とならない場合がある。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88 か所 （平成 27 年 11 月）	114 か所 （平成 31 年 4 月）	150 か所 （平成 32 年）



項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25 か所 （平成 27 年 11 月）	47 か所 （47 都道府県） （平成 30 年 10 月）	各都道府県に 最低 1 か所 （平成 32 年）

第4次男女共同参画基本計画 策定時 （平成 27 年 11 月時点）	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
25 か所 （25 都道府県）	27 か所 （27 都道府県）	36 か所 （36 都道府県）	42 か所 （42 都道府県）	47 か所 （47 都道府県） ※平成 30 年 10 月に 47 か所（47 都道府県）となった。

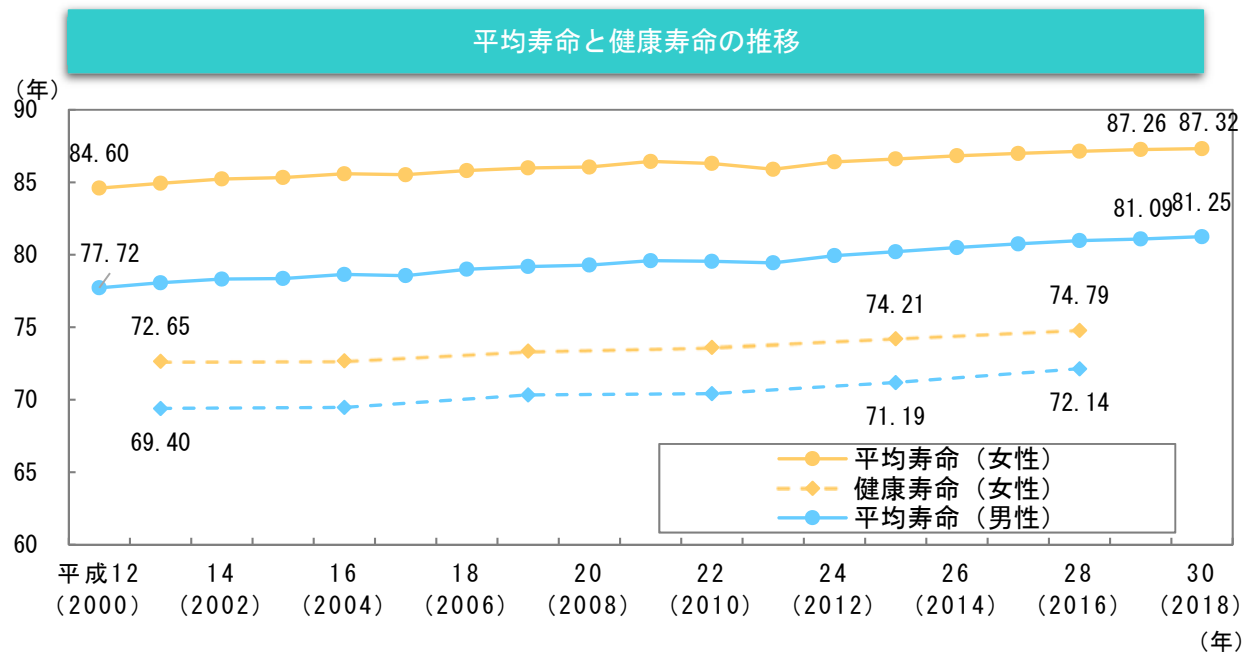
※行政が関与するものについて集計

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<成果目標>

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）	男性：71.19 歳 女性：74.21 歳 （平成 25 年）	男性：72.14 歳 女性：74.79 歳 （平成 28 年）	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42 歳→71.42 歳 女性：73.62 歳→74.62 歳 （平成 22 年→平成 32 年）

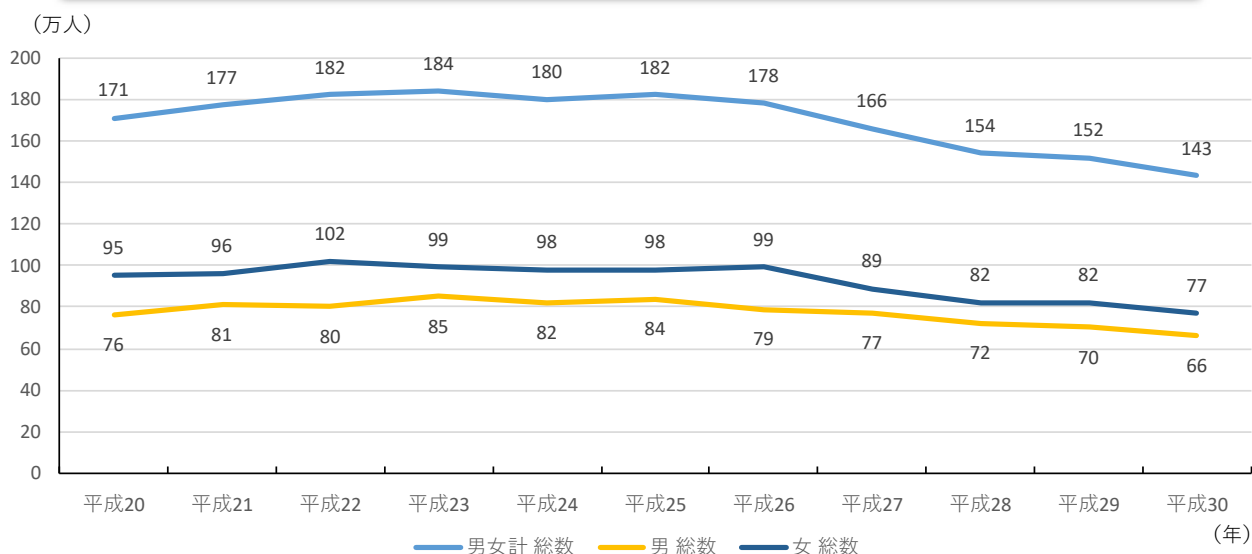
（注）健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。



- （備考） 1. 平均寿命は、平成 12 年、17 年、22 年及び 27 年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成 13 年から 22 年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成 25 年、28 年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
フリーター数	男女計：179 万人 男性：80 万人 女性：99 万人 （平成 26 年）	男女計：143 万人 男性：66 万人 女性：77 万人 （平成 30 年）	男女計：124 万人 （平成 32 年）

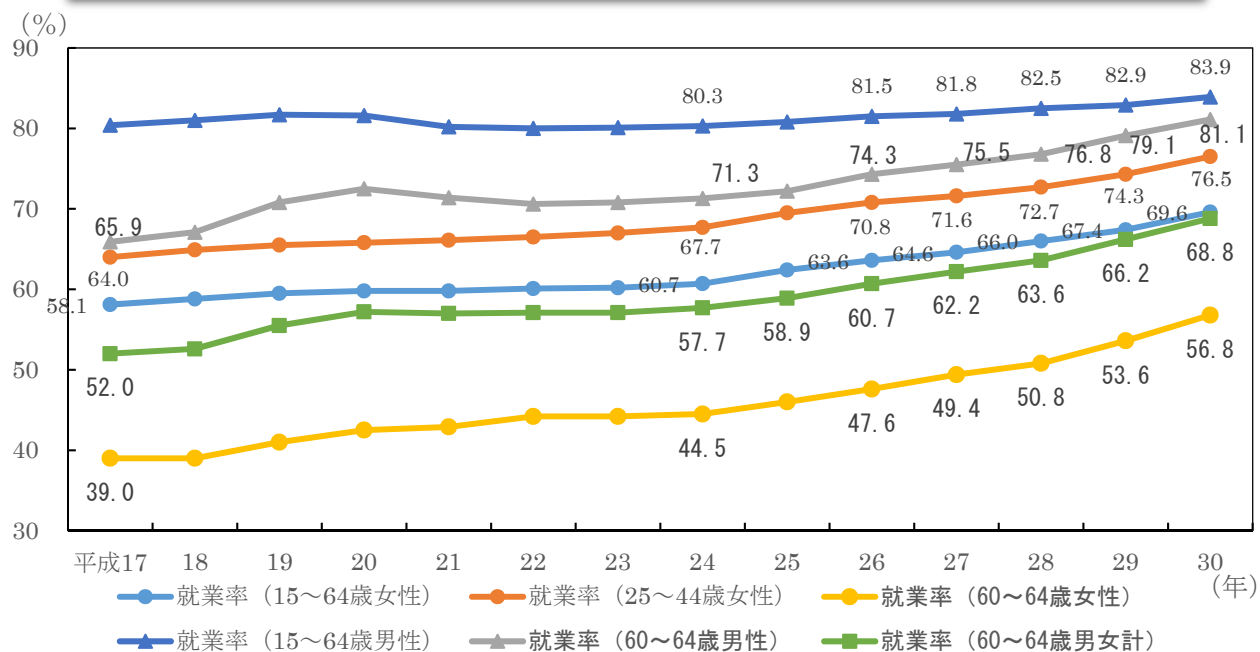
フリーター数の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）平成 30 年（2018 年）平均（速報）」より作成
2. 平成 22 年から平成 28 年までの数値については、新基準（平成 27 年国勢調査結果を基準とする推計人口）のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えているため、当該期間の数値は、各年の報告書の数値及び統計表や e-Stat 上のデータベースの数値とは異なる点に留意。
3. 一般的に使用される「フリーター」という用語には厳密な定義が存在しないが、「平成 15 年版労働経済の分析」（厚生労働省）において、「進学や正社員としての就職をせず、働かない、あるいは「パート」や「アルバイト」として働く 10～20 歳台を中心としたいわゆるフリーターが増加していることがある」としていることから、ここでは便宜上、「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」を「フリーター」としている。
4. 「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」は年齢が 15 歳から 34 歳までで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち以下の者
①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
②失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
なお、2018 年から未活用労働指標の作成を開始したことに伴い、就業状態を未活用労働を含む区分に変更した。そのため、2018 年の「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」の定義は 2017 年までと異なる。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
60 歳から 64 歳までの就業率	男女計：60.7% 男性：74.3% 女性：47.6% （平成 26 年）	男女計：68.8% 男性：81.1% 女性：56.8% （平成 30 年）	男女計：67% （平成 32 年）

就業率の推移（男女別）



- （備考） 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 平成 17 年から 28 年までの値は，時系列接続用数値を用いている（比率を除く）。
 3. 就業者数及び就業率の平成 23 年値は，総務省が補完的に推計した値。

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

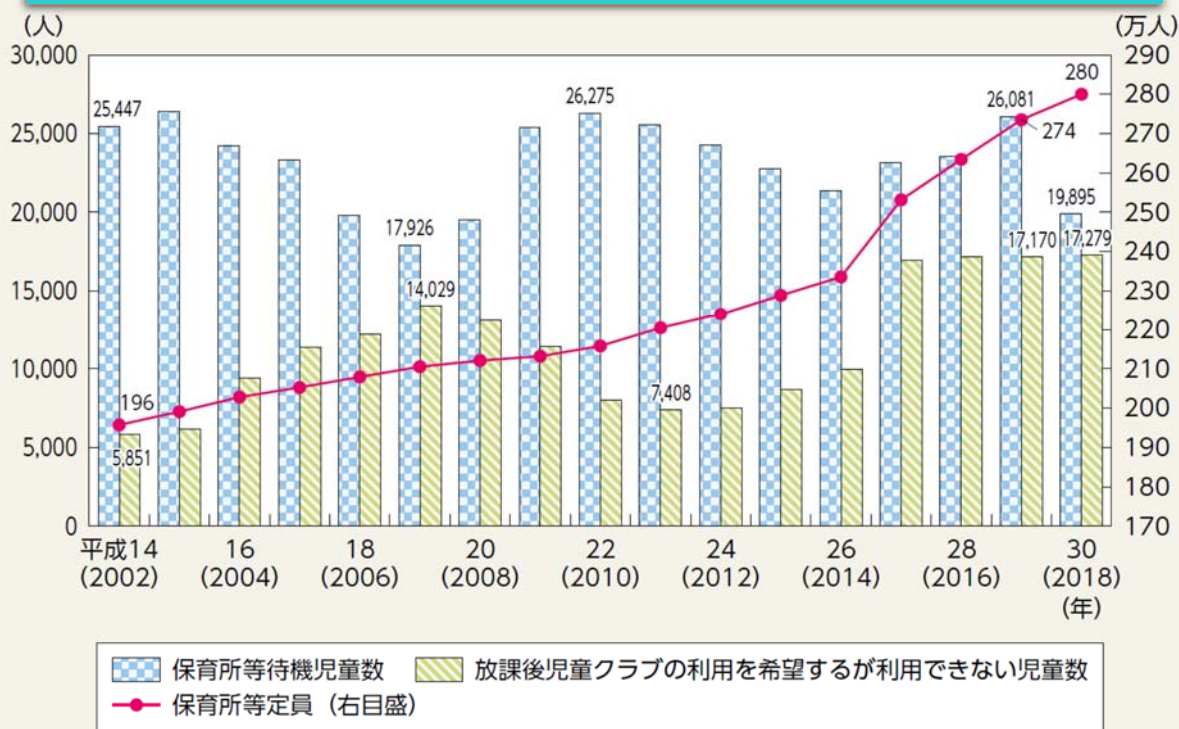
＜成果目標＞

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
待機児童数	23,167 人 （平成 27 年 4 月）	16,772 人 （平成 31 年 4 月）	解消をめざす （平成 29 年度末）注 1
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	9,945 人 （平成 26 年 5 月）	17,279 人 （平成 30 年 5 月）	解消をめざす （平成 31 年度末）注 2

（注 1）「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月）により、「遅くとも平成 32 年度末までに解消」とされている。

（注 2）「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月）により「来年度（平成 30 年度）までに前倒しする」とされている。

保育所等待機児童数と保育所等定員及び放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移



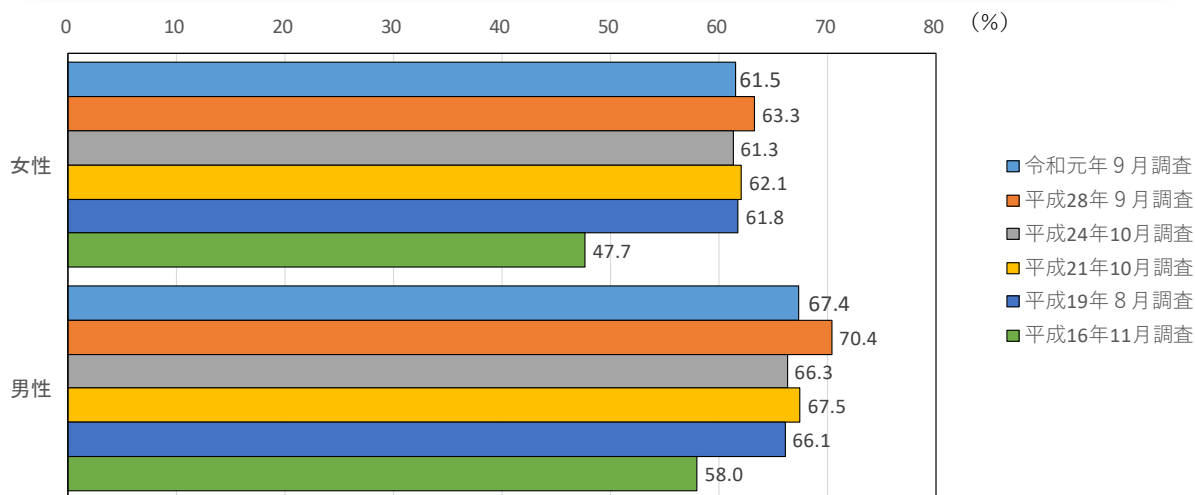
- （備考） 1. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成26年までは厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、平成27年以降は「保育所等関連状況取りまとめ」より作成。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」より作成。
2. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、各年4月1日現在。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、各年5月1日現在。
3. 平成27年以降の保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち2号・3号認定）を含む。
4. 保育所等定員は、平成27～29年は保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の認可定員並びに幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の利用定員。平成30年は保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員。
5. 平成27年以降の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学4～6年生にも拡大をしたため、当該人数も含まれている。
6. 東日本大震災の影響により、平成23年値は、保育所等待機児童数は岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町を除く。また、同年の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町、福島県広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村を除く。

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

<成果目標>

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% （平成24年）	男性：67.4% 女性：61.5% （令和元年）	男女とも100% （平成32年）

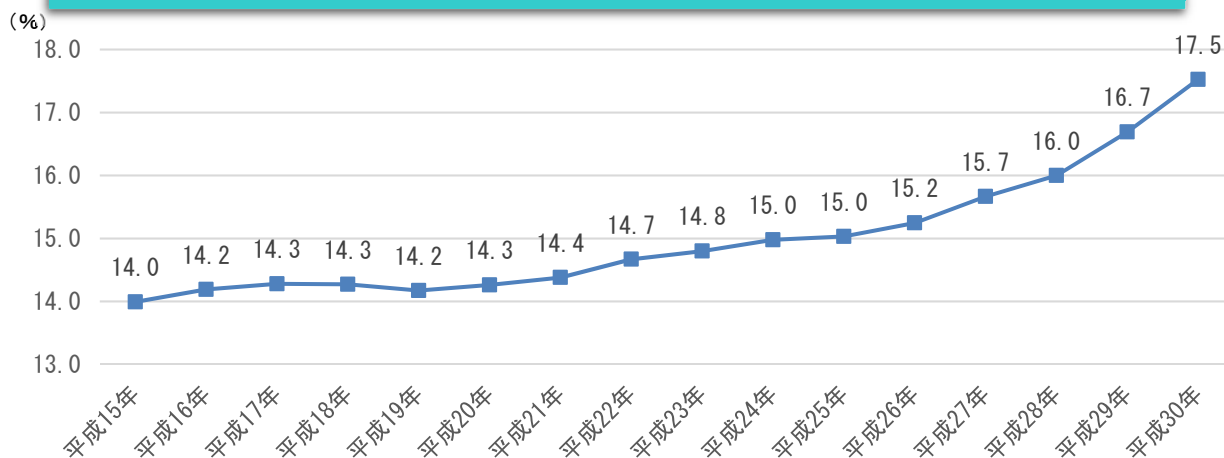
「男女共同参画社会」という用語の周知度の推移（男女別）



（備考）1. 内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成。
2. 当該調査は平成28年以降、18歳以上を回答の対象としているため、平成26年以前は全て20歳以上の回答者による結果を経年比較している。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	15.0% （平成25年）	17.5% （平成30年4月1日現在）	20%以上 （平成32年）

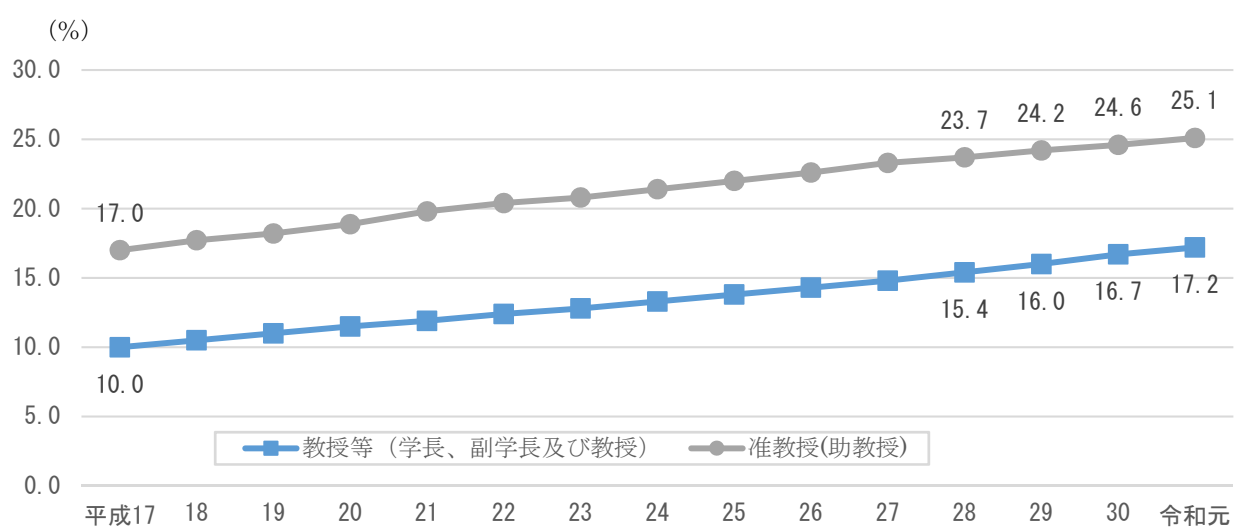
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合の推移



（備考）1. 文部科学省「公立学校教職員の人事行政の状況調査」より作成。
2. 各年4月1日現在。

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	22.6% （平成 26 年）	25.1% （令和元年） ※速報値	25%（早期）、 更に 30%を目指す （平成 32 年）
教授等 （学長、副学長及び教授）	14.4% （平成 26 年）	17.2% （令和元年） ※速報値	17%（早期）、 更に 20%を目指す （平成 32 年）

大学の教員に占める女性の割合の推移



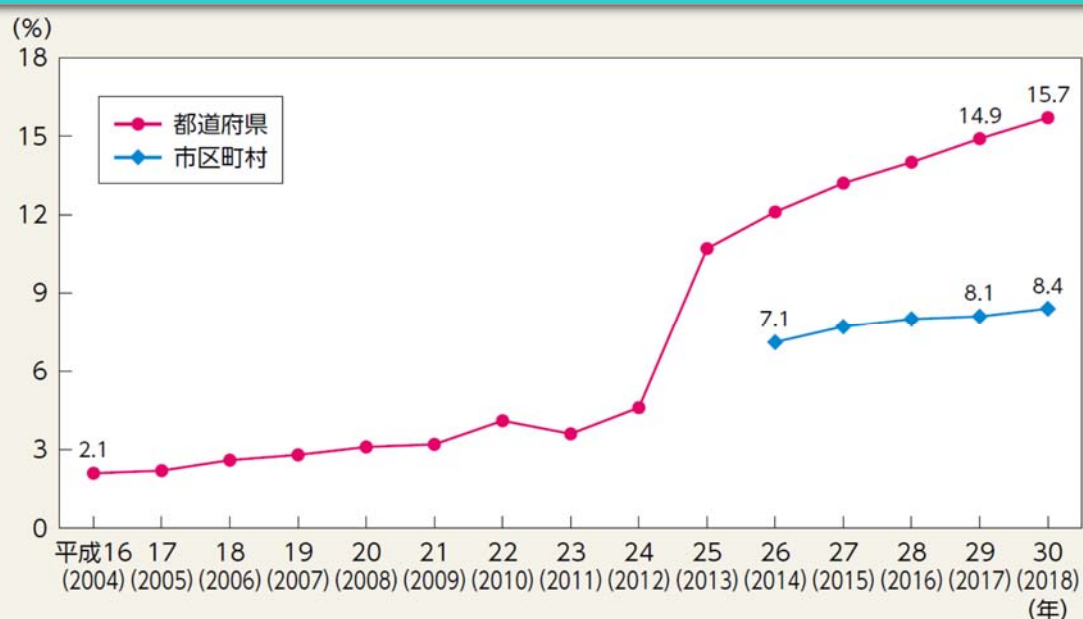
(備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より作成。
2. 各年5月1日現在。
3. 本務教員である。

第 11 分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

<成果目標>

項 目		計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合		13.2% （平成 27 年）	15.7% （平成 30 年）	30% （平成 32 年）
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	女性委員が登用されていない組織数	515 （平成 26 年）	385 （平成 30 年）	0 （平成 32 年）
	委員に占める女性の割合	7.7% （平成 27 年）	8.4% （平成 30 年）	10%（早期）、 更に 30%を目指す （平成 32 年）

地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（平成30（2018）年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県	(会議数) 47	0	1	10	29	4	0	3	15.7
	(%) 100.0	0.0	2.1	21.3	61.7	8.5	0.0	6.4	
市区町村	(会議数) 1,608	385	231	471	438	63	13	7	8.4
	(%) 100.0	23.9	14.4	29.3	27.2	3.9	0.8	0.4	
市 区	(会議数) 778	46	100	280	291	46	9	6	10.4
	(%) 100.0	5.9	12.9	36.0	37.4	5.9	1.2	0.8	
町 村	(会議数) 830	339	131	191	147	17	4	1	5.5
	(%) 100.0	40.8	15.8	23.0	17.7	2.0	0.5	0.1	

（備考） 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。

2. 原則として各年 4 月 1 日現在。

3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。

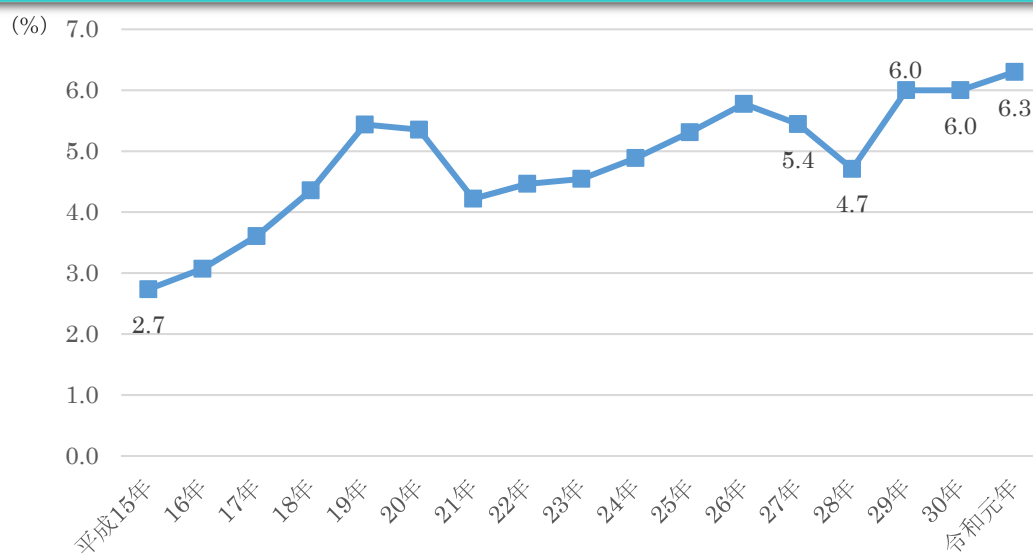
4. 「市区」には特別区を含む。

第 12 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

<成果目標>

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
在外公館の公使、参事官以上に占める女性の割合	5.4% （平成 27 年）	6.3% 男女計：542 人 男：508 人 女： 34 人 （令和元年 9 月）	10% （平成 32 年）

在外公館の公使、参事官以上に占める女性の割合の推移



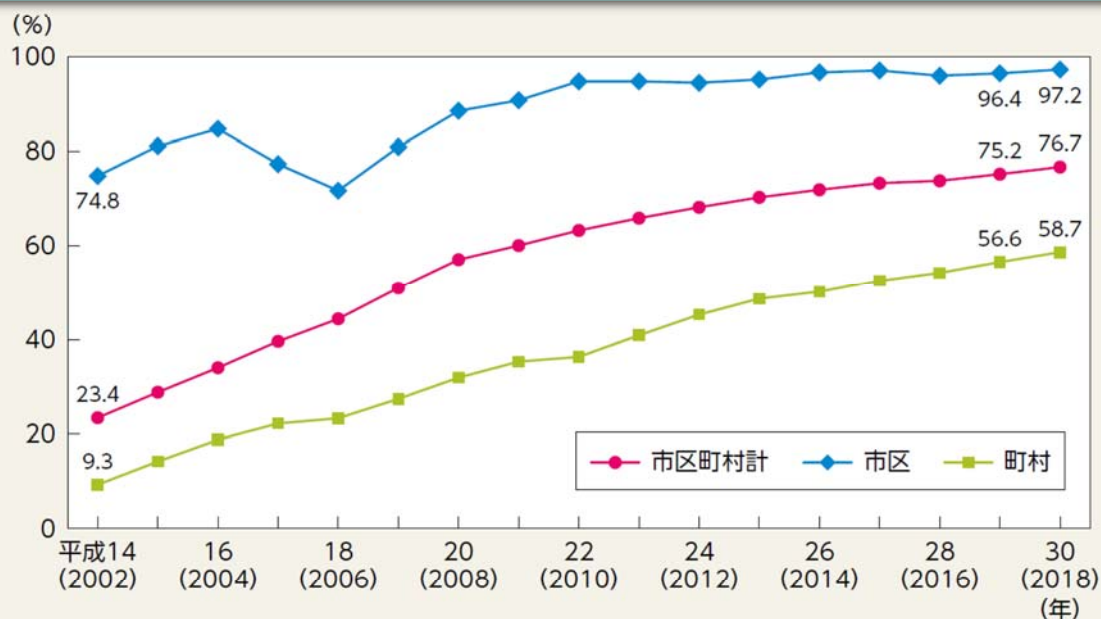
（備考）外務省調べ。各年 7 月現在（平成 29 年以降は 9 月現在）。

Ⅳ 推進体制の整備・強化

<成果目標>

項 目	計画策定時	最新公表値	成果目標（期限）
男女共同参画計画の策定率（市町村）	市区：97.0% 町村：52.6% （平成 27 年）	市区：97.2% 町村：58.7% （平成 30 年）	市区：100% 町村：70% （平成 32 年）

市町村における男女共同参画計画策定割合の推移



- （備考） 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。
3. 市区には、政令指定都市を含む。